



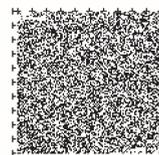
幸手市 こども計画

令和7年度～令和11年度

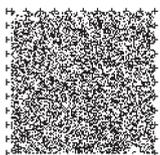


令和7年3月

幸手市



この冊子には音声コード「Uni-Voice」が右ページの右下、左ページの左下に印刷されています。
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



はじめに

核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化などの社会環境の変化、子育てをしながらの仕事と家庭の両立の難しさ、そして子育てに対する経済的・精神的負担感の増大など、子育て家庭を取り巻く環境は、急速に進行する少子化に一層の拍車をかけています。

こどもや若者についても、いじめや不登校、児童虐待の増加に加え、こどもの貧困やヤングケアラーなど、取り巻く様々な課題が複雑・多様化し、深刻な状況となっております。



こうした状況を背景に、国においては、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月に「こども家庭庁」が設立され、併せて、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。さらに令和5年12月には、「こどもまんなか社会の実現」を目的に「こども大綱」が策定されました。

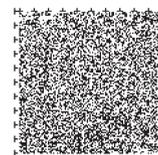
本市では、これまで「第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、地域社会における総合的な子育て支援を進めてまいりましたが、こども・子育て支援施策を総合的に、そしてより一層推進するため、「こども大綱」に基づき、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「幸手市こども計画」を策定することといたしました。

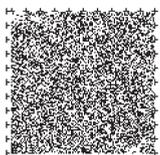
本計画では、就学前児童や小学生児童の保護者にご協力いただき実施しました子ども・子育て支援ニーズ調査や、こども当事者の意見表明機会として開催した中学生ワークショップ、そして市内で事業を展開されている団体や事業者からのヒアリングでの意見などを基に、政策目標を「こども・家庭・地域が、あたたかさにふれながら、互いに育ちあうまち」と掲げました。幸手市の未来を担うこどもたちが、豊かな自然や地域のあたたかさにふれながら、自分らしくいきいきと成長できるよう、引き続き施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様や関係各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、幸手市児童福祉審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

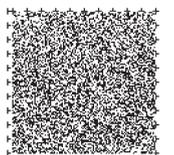
幸手市長 木村 純夫



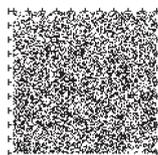


目 次

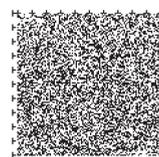
I. 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の対象.....	5
5. 計画の策定体制.....	6
(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施.....	6
(2) こども当事者の意見表明機会（中学生ワークショップの実施）.....	6
(3) 団体・事業者ヒアリングの実施.....	6
(4) 市内子育て支援ネットワーク会議での検討.....	6
(5) 幸手市児童福祉審議会での検討.....	6
(6) パブリックコメントの実施.....	6
II. 子育てを取り巻く現状と課題.....	7
1. 人口・世帯.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 年少人口の推移.....	9
(3) 世帯数の推移.....	10
(4) 世帯の状況.....	10
(5) 人口推計.....	11
2. 出生・労働.....	12
(1) 出生数及び出生率の推移.....	12
(2) 年齢階級別労働力率.....	13
(3) 母の年齢別出生数の推移.....	15
3. 教育・保育の状況.....	16
(1) 保育所・幼稚園等の利用者数の推移.....	16
(2) 保育施設等利用者数の推移.....	16



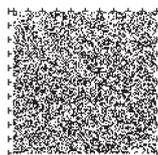
(3) 幼稚園、認可外保育施設の利用者数の推移.....	17
(4) 児童・生徒数の推移.....	18
(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移.....	18
(6) 障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移.....	19
(7) 児童虐待相談件数の状況.....	20
(8) 生活保護世帯の状況.....	21
4. 子育て支援事業の提供体制.....	22
5. ニーズ調査結果.....	23
(1) 実施状況.....	23
(2) 結果概要.....	24
6. 中学生ワークショップの結果.....	42
(1) 実施状況.....	42
(2) 結果概要.....	42
7. 団体・事業者ヒアリングの結果.....	43
(1) 実施状況.....	43
(2) 結果概要.....	43
8. 課題とその解決に向けた方向性.....	46
(1) こども・若者の権利を尊重.....	46
(2) 子育て家庭への支援.....	46
(3) 多様な支援を必要とする人への対応.....	47
(4) 次世代を担う若者への支援.....	47
Ⅲ. 計画の基本的な考え方.....	49
1. 政策目標.....	51
2. 基本的な視点.....	51
3. 計画の体系.....	52
4. 計画の推進体制.....	53



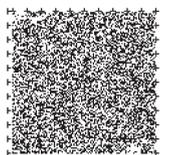
IV. 施策事業の展開.....	55
基本的な視点1　こども・若者の育ちを支援する視点.....	57
(1) 幼児期の教育・保育の充実.....	57
(2) 学校教育体制の充実.....	59
(3) こども・若者の居場所・体験機会の充実.....	60
(4) こども・若者が健やかに成長できる体制の充実.....	61
(5) すべてのこども・若者・家庭を取り残さないための支援.....	62
(6) 安全・安心な環境の整備.....	64
基本的な視点2　切れ目のない子育て支援の視点.....	65
(1) 相談・情報提供の充実.....	65
(2) 多様な子育て支援サービスの充実.....	67
(3) こどもや母親の健康の確保.....	69
(4) 親育ち支援の充実.....	71
(5) 経済的支援の充実.....	72
基本的な視点3　若者・子育て家庭を支え合う視点.....	74
(1) 若者・子育て家庭のワークライフバランスの実現.....	74
(2) 地域における子育て支援.....	75
(3) 次世代にとっても住みやすい地域づくり.....	76
V. 子ども・子育て支援事業計画.....	77
1. 教育・保育提供区域の設定.....	79
2. 幼児期の学校教育・保育.....	80
(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）.....	81
(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）.....	81
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	83
(1) -1 利用者支援事業（基本型）.....	85
(1) -2 利用者支援事業（こども家庭センター型）.....	86

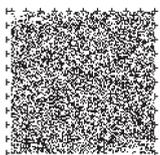


(2) 延長保育事業.....	87
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	88
(4) 子育て短期支援事業.....	89
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	90
(6) 妊婦等包括相談支援事業.....	91
(7) 養育支援訪問事業.....	92
(8) 地域子育て支援拠点事業.....	93
(9) -1 一時預かり事業.....	94
(9) -2 一時預かり事業.....	95
(10) 病児保育事業.....	96
(11) 子育て援助活動支援事業.....	97
(12) 妊婦健康診査.....	98
(13) 産後ケア事業.....	99
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	100
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	100
(16) 乳児等通園支援事業.....	101
(17) 子育て世帯訪問支援事業.....	102
(18) 児童育成支援拠点事業.....	102
(19) 親子関係形成支援事業.....	102
4. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上.....	103
(1) 外国につながる幼児への支援・配慮.....	103
(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について.....	103
資料編	105
1. 計画の策定経過.....	107
2. 幸手市児童福祉審議会条例.....	109
3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者.....	111
4. 子ども・子育て支援事業に関する推計及びニーズ量等の算出について.....	112



I. 計画策定にあたって







1. 計画策定の背景と趣旨

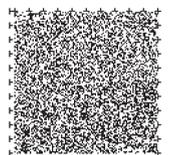
わが国の出生数の低下は予想を上回る速度で進んでおり、急速に進行している少子化に歯止めがかかっていません。

少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化の影響が大きいと言われています。その要因は、若い世代の不安定な雇用環境、所得低下、出会いの機会の減少とされています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などによる子育てしづらい社会環境や、仕事と家庭を両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感の増加など、子育てを取り巻く環境は、様々な課題を抱えています。

子ども・若者についても、いじめの認知件数や不登校児童数、児童虐待の相談対応件数が過去最多となり、こどもの貧困問題やヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く様々な課題が複合化し、深刻な状況となっています。

国では、少子化を反転させるため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、それぞれの施策の充実に取り組んでいます。また、こどもの政策をより強化し、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年4月に「こども家庭庁」が設立され、併せて、「子どもの権利」に則って、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」を根拠として、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目的として、令和5年12月に、少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を束ねた「こども大綱」が策定されました。都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられました。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、令和2年度から令和6年度の計画期間の終了を迎えます。そこで、従前の保育・教育施策等に加え、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、市町村こども計画にあたる「幸手市こども計画」（以下、本計画という）を令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。引き続き「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、県の動向等を鑑み、これまでの各施策の取組の進捗状況や課題を整理し、「こども・家庭・地域が、あたたかさにふれながら、互いに育ちあうまち」を政策目標に掲げ、施策の推進に努めます。





2. 計画の位置づけ

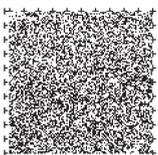
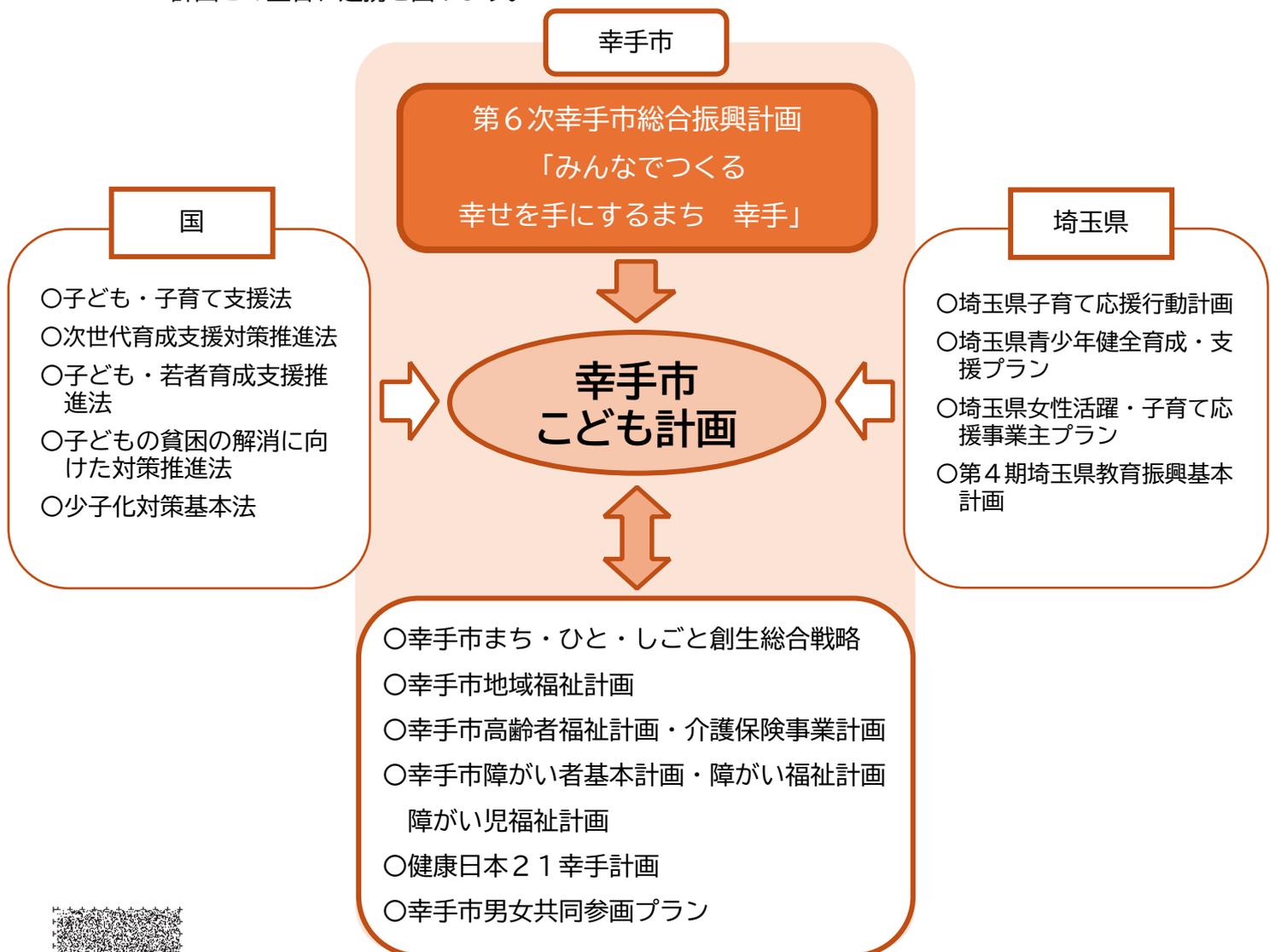
本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条の「市町村こども計画」と定めて策定します。

また、本計画では、

- ・「子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）」
- ・「次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）」
- ・「子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」
- ・「子どもの貧困対策計画（子どもの貧困の解消に向けた対策推進法）」
- ・「少子化社会対策大綱（少子化対策基本法）」

と一体のものとして策定します。

同時に、本計画の最上位計画である、「第6次幸手市総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。





3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間とします。
 社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 幸手市子ども・子育て支援事業計画									
					幸手市こども計画				
					第6次 幸手市総合振興計画(後期計画5年)				

4. 計画の対象

本計画は、こども・若者・子育て当事者を対象とした施策について定めます。

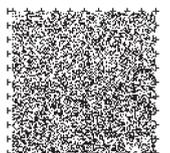
「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく、必要な支援の提供を図ります。

「若者」とは、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）、施策によってはポスト青年期（青年期を過ぎた、おおむね40歳未満）の者とし、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援の提供を図ります。

※「こども」「子ども」という表記について

法令名や国・県・市の法的文書、市の事業名などの固有名称の表記は「子ども」とし、人や人の状況を表す単語や用語は「こども」とひらがな表記します。

- ・ ニーズ調査は「子ども」表記で実施したため、ニーズ調査に関わる文章は「子ども」と記載します。
- ・ V. 子ども・子育て支援事業計画は、国の表記に従い「子ども」と表記します。





5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童（1,038名）、小学生児童（1,534名）を持つ保護者に対し、令和6年3月から4月にかけて「幸手市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) こども当事者の意見表明機会（中学生ワークショップの実施）

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）では、第3条においてすべてのこども・若者についてその年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参加する機会を確保すること、また、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

そのため、本計画の策定に先立ち、本市ではこどもの意見聴取の機会として、令和6年7月に市内中学校（幸手市立幸手中学校、幸手市立東中学校、幸手市立西中学校）から参加者を募集し、中学生ワークショップを開催しました。

(3) 団体・事業者ヒアリングの実施

本計画の策定に先立ち、本市では市内で事業を展開されている団体・事業者に対し、現状の課題やニーズを把握するため、令和6年8月から9月にかけて団体・事業者ヒアリングを実施しました。

(4) 庁内子育て支援ネットワーク会議での検討

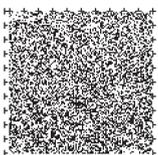
本計画について、庁内子育て支援ネットワーク会議を開催し、幸手市こども計画策定に向けて意見交換を行ってきました。

(5) 幸手市児童福祉審議会での検討

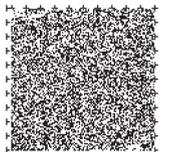
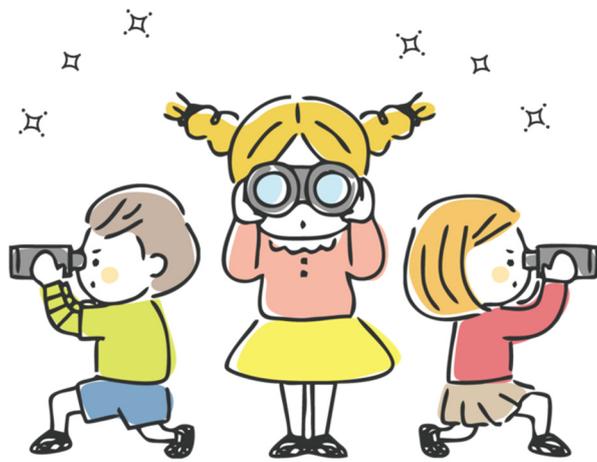
本市では、本計画内容を審議するため、幸手市児童福祉審議会に新たに幸手市子ども・子育て会議の機能を持たせ、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。

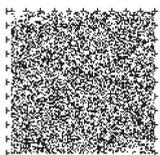
(6) パブリックコメントの実施

「幸手市意見公募手続（パブリックコメント）制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。



Ⅱ. 子育てを取り巻く現状と課題



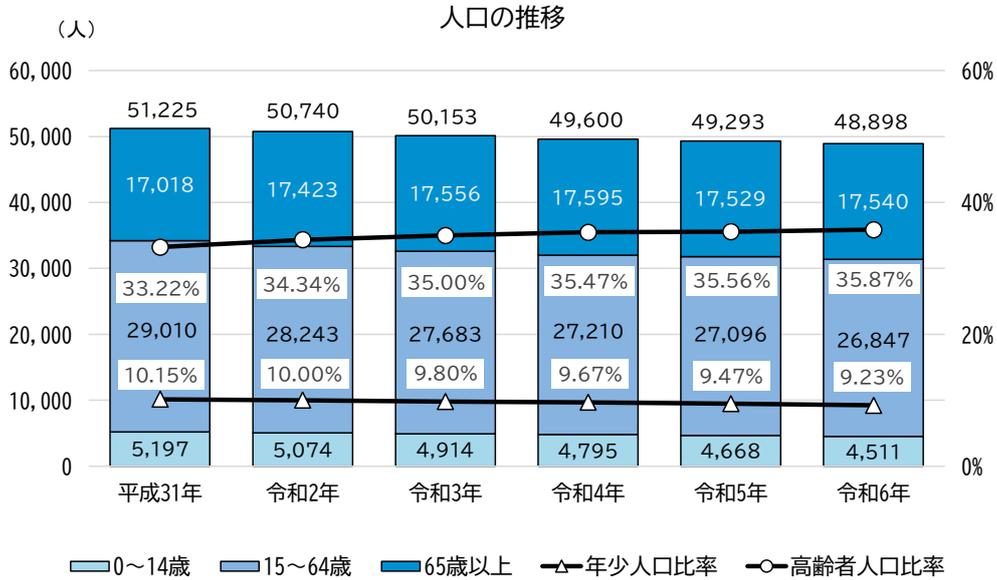




1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

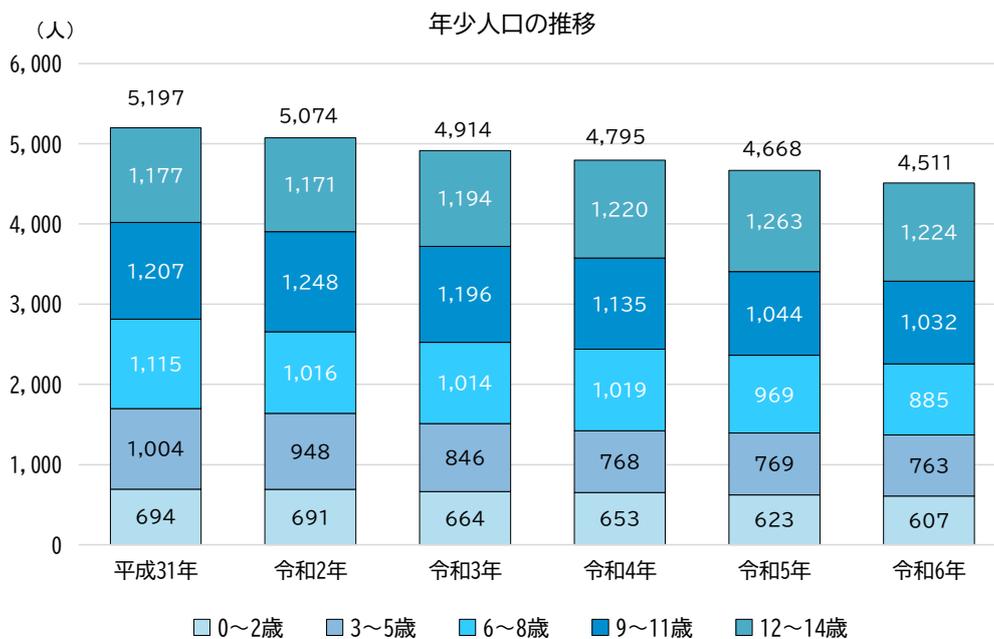
本市の総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、令和6年4月時点の人口は48,898人となっています。年少人口比率は年々低下している一方で、高齢者人口比率は上昇が続いています。



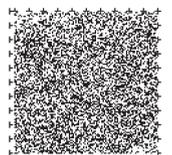
*資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 年少人口の推移

年少人口の推移をみると、「0~2歳」は年々減少が続いており、年少人口の減少を裏付けています。



*資料：住民基本台帳（各年4月1日）



II.子育てを取り巻く現状と課題



(3) 世帯数の推移

世帯数は、令和4年を除いて増加傾向となっており、令和5年には23,000世帯を超えました。1世帯当たり人員は減少が続いています。



*資料：住民基本台帳（各年4月1日）

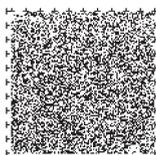
(4) 世帯の状況

本市の家族類型別世帯は、令和2年時点で核家族世帯が13,035世帯で、総世帯数の62.6%を占めています。また、「ひとり親世帯（男親と子どもが461世帯、女親と子どもが1,814世帯）」は合わせて2,275世帯で核家族世帯の17.5%となっています。

世帯の家族類型の推移

家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	18,328	18,645	19,884	20,540	20,823
A 親族世帯	15,224	15,073	15,455	15,270	14,568
I 核家族世帯	12,533	12,528	13,217	13,432	13,035
(1) 夫婦のみ	3,043	3,636	4,335	4,764	4,946
(2) 夫婦と子ども	7,948	7,123	6,867	6,473	5,814
(3) 男親と子ども	299	323	391	423	461
(4) 女親と子ども	1,243	1,443	1,624	1,772	1,814
II その他の親族世帯	2,691	2,545	2,238	1,838	1,533
(5) 夫婦と両親	89	90	92	62	53
(6) 夫婦とひとり親	226	249	285	262	238
(7) 夫婦、子どもと両親	693	557	390	264	196
(8) 夫婦、子どもとひとり親	973	841	657	497	373
(9) 夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)	29	46	56	48	49
(10) 夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)	164	215	223	209	164
(11) 夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)	56	51	47	23	14
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	197	170	133	95	53
(13) 兄弟姉妹のみ	101	91	115	159	152
(14) 他に分類されない親族世帯	163	235	240	219	241
B 非親族世帯	59	79	139	139	148
C 単独世帯	3,045	3,493	4,290	5,129	6,096

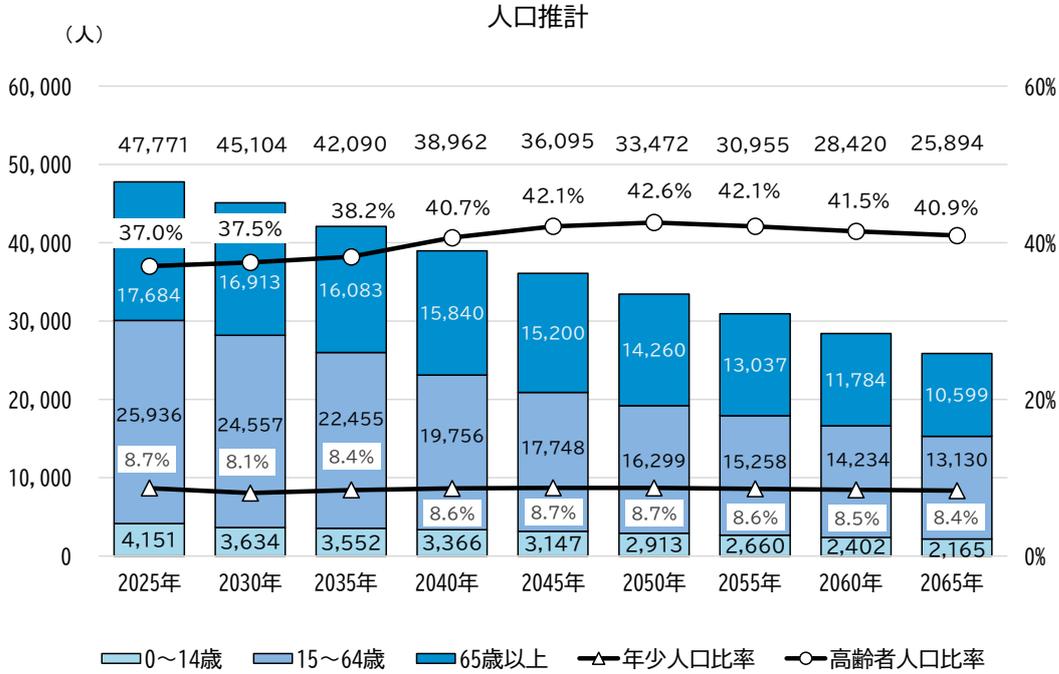
*資料：国勢調査



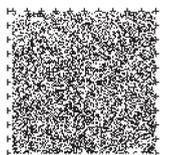


(5) 人口推計

本市の人口は、今後減少が続き、2040年（令和22年）には4万人を割り込むことが見込まれます。高齢者人口比率は2050年（令和32年）まで増加が続き、年少人口比率は8%台で推移すると予測されます。



* 資料：第6次幸手市総合振興計画 後期基本計画





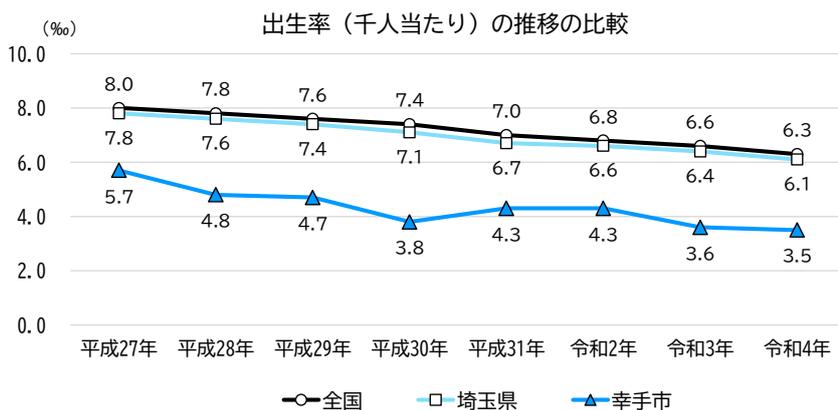
2. 出生・労働

(1) 出生数及び出生率の推移

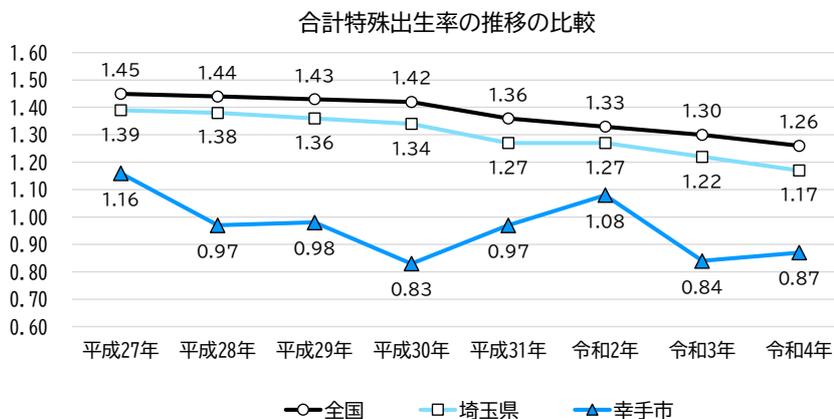
出生数は、令和2年以降減少が続いており、令和4年時点で173人となっています。出生率も同様に令和2年以降低下しています。また、本市の出生率、合計特殊出生率は、全国、埼玉県と比べ、低くなっています。



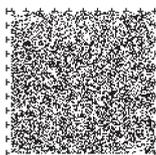
*資料：埼玉県人口動態統計



*資料：全国 人口動態調査
埼玉県・幸手市 埼玉県人口動態統計



*資料：全国 人口動態調査
埼玉県・幸手市 埼玉県人口動態統計

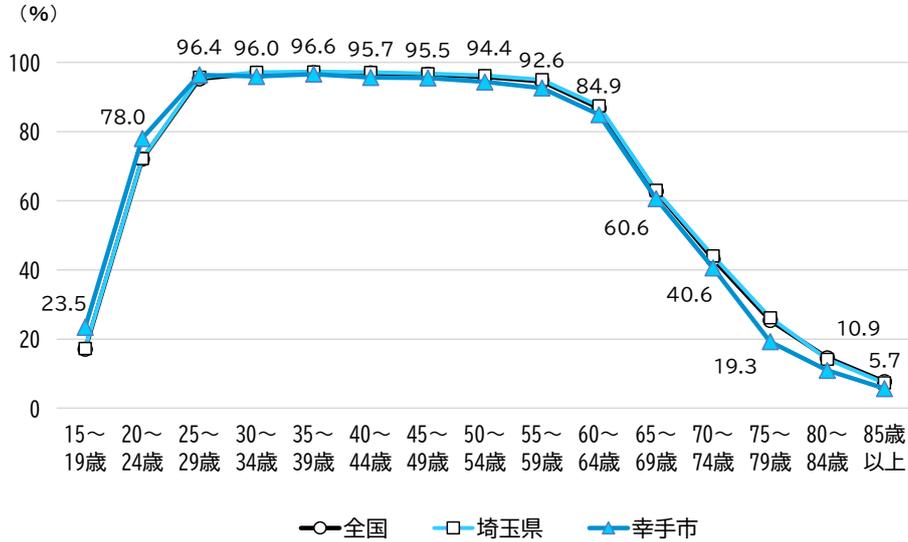




(2) 年齢階級別労働力率

本市の男性の年齢階級別労働力率は、30～34歳、50～59歳、80歳以上で前回よりも低下しています。また、30歳以上は全国、埼玉県を下回っています。

男性の年齢階級別労働力率（令和2年）

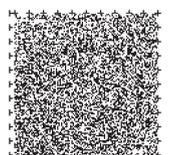


男性の年齢階級別労働力率の推移

単位：%

	幸手市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	20.7	16.7	19.1	23.5	17.3	17.1
20～24歳	72.5	69.9	68.0	78.0	72.2	72.1
25～29歳	93.3	96.0	94.5	96.4	95.7	95.3
30～34歳	95.2	97.6	96.2	96.0	97.2	96.9
35～39歳	94.0	97.5	95.5	96.6	97.3	97.1
40～44歳	93.3	97.0	95.6	95.7	97.1	97.0
45～49歳	95.1	97.1	95.0	95.5	96.8	96.5
50～54歳	94.5	97.2	94.6	94.4	96.3	95.9
55～59歳	92.6	95.8	95.1	92.6	95.0	94.5
60～64歳	72.7	80.9	80.0	84.9	87.4	86.8
65～69歳	44.9	50.6	55.8	60.6	63.0	62.8
70～74歳	24.6	29.7	33.2	40.6	44.0	43.1
75～79歳	16.0	17.8	18.4	19.3	26.2	25.4
80～84歳	9.5	15.1	13.3	10.9	14.2	14.6
85歳以上	5.0	5.6	11.0	5.7	7.3	7.7

*資料：国勢調査

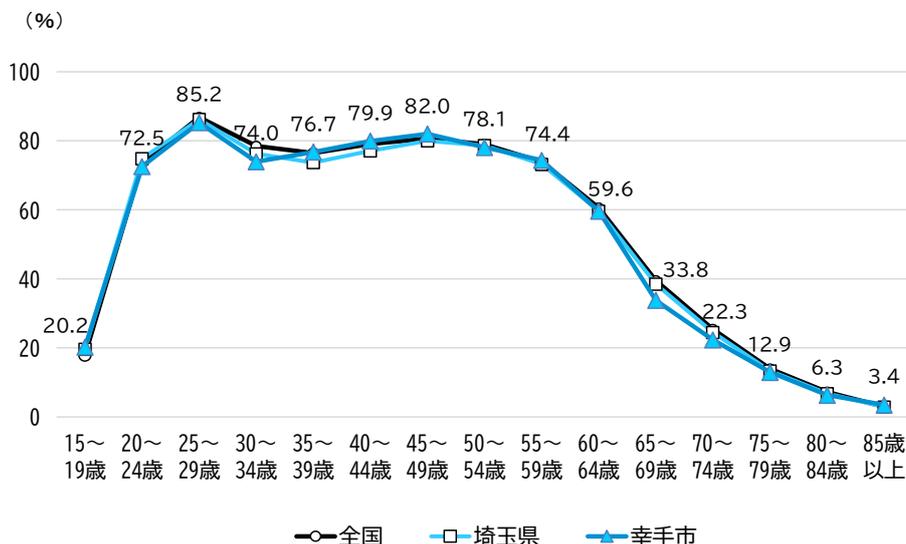


II.子育てを取り巻く現状と課題



本市の女性の年齢階級別労働力率は、多くの年齢階級で前回よりも上昇しています。しかし、20～34歳、50～54歳、65～84歳にかけては全国、埼玉県を下回っています。

女性の年齢階級別労働力率（令和2年）

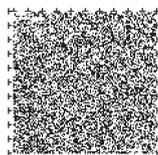


女性の年齢階級別労働力率の推移

単位：％

	幸手市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	20.4	17.1	19.7	20.2	19.6	17.8
20～24歳	71.7	71.2	68.2	72.5	74.8	73.6
25～29歳	74.0	75.9	81.1	85.2	86.2	86.8
30～34歳	64.1	66.0	69.6	74.0	76.2	78.4
35～39歳	65.7	66.7	71.3	76.7	73.7	76.5
40～44歳	70.5	73.1	75.8	79.9	77.1	79.1
45～49歳	68.4	72.5	77.9	82.0	80.0	80.7
50～54歳	64.4	65.1	72.2	78.1	78.6	79.0
55～59歳	55.4	56.2	60.4	74.4	73.2	73.9
60～64歳	36.4	42.3	47.1	59.6	59.6	60.5
65～69歳	19.3	24.9	29.7	33.8	38.4	39.5
70～74歳	11.7	13.7	17.7	22.3	24.4	25.4
75～79歳	6.5	9.6	8.6	12.9	13.3	13.9
80～84歳	3.5	3.6	6.8	6.3	6.8	7.2
85歳以上	2.0	1.6	1.4	3.4	2.9	2.9

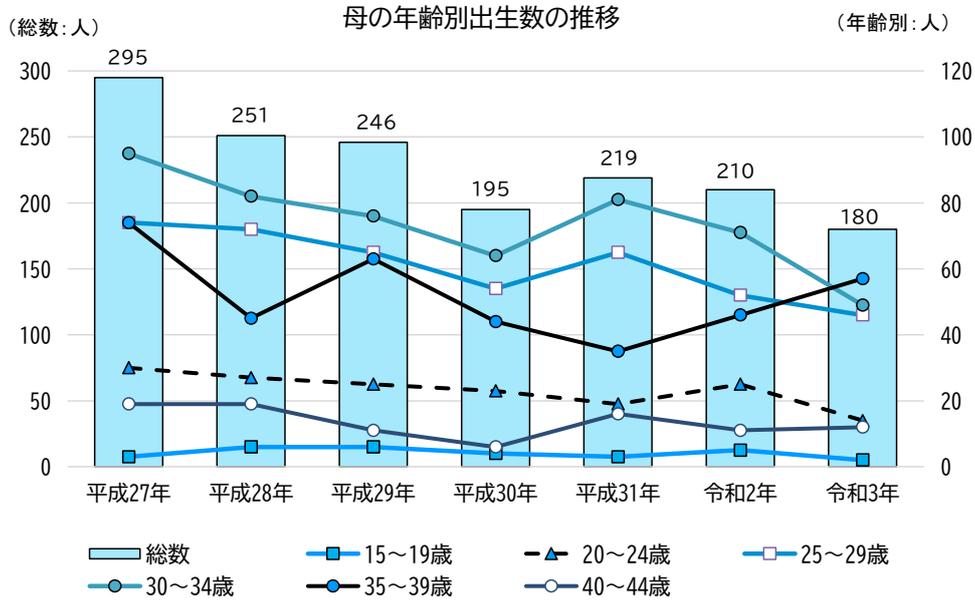
*資料：国勢調査





(3) 母の年齢別出生数の推移

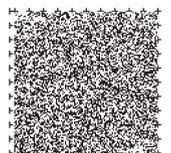
母の年齢別出生数の推移は、多くの年齢階級で減少傾向がみられますが、35～39歳は平成31年以降増加が続いています。



単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総数	295	251	246	195	219	210	180
15～19歳	3	6	6	4	3	5	2
20～24歳	30	27	25	23	19	25	14
25～29歳	74	72	65	54	65	52	46
30～34歳	95	82	76	64	81	71	49
35～39歳	74	45	63	44	35	46	57
40～44歳	19	19	11	6	16	11	12

*資料：埼玉県保健統計年報

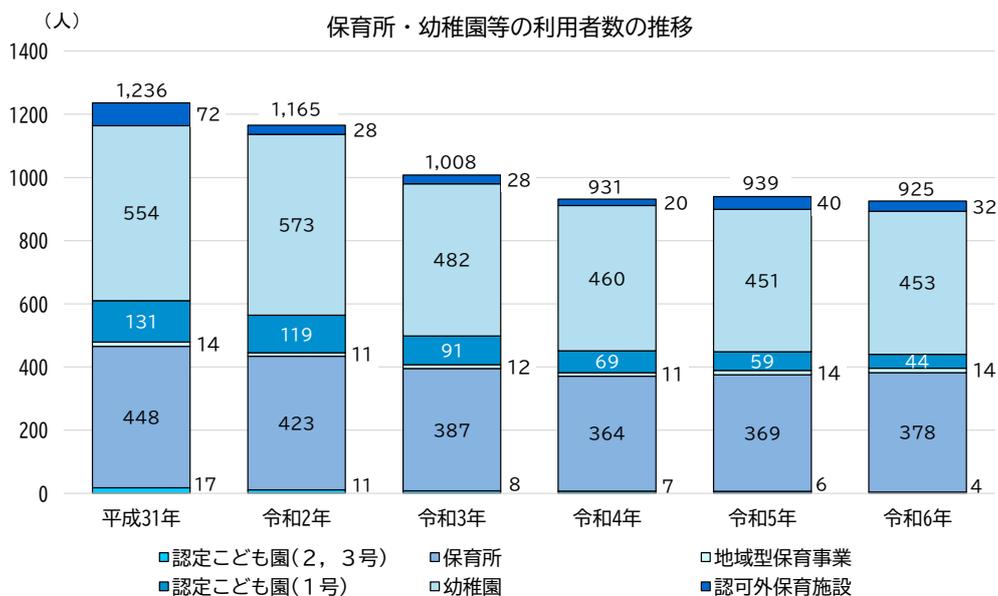




3. 教育・保育の状況

(1) 保育所・幼稚園等の利用者数の推移

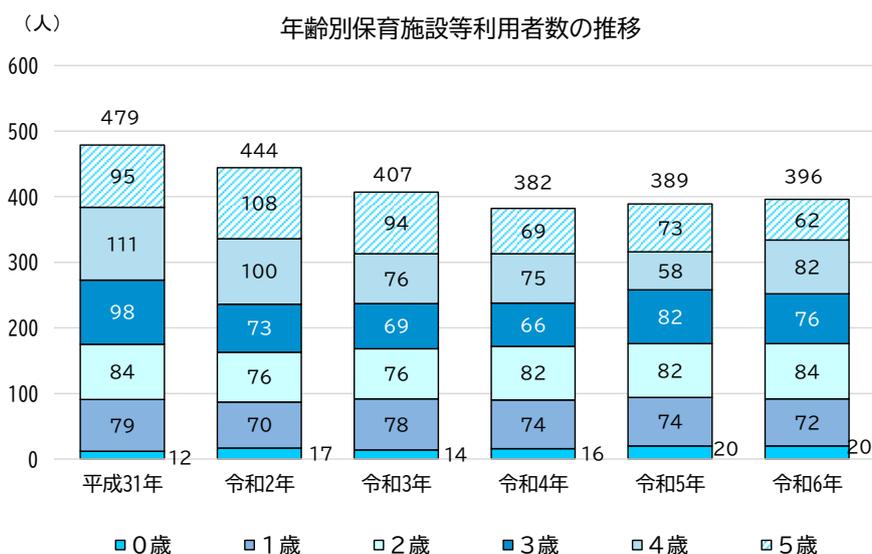
市内には、公立の保育所が3か所、私立の保育所が3か所、私立の地域型保育事業が1か所、私立の幼稚園が5か所運営されています。利用者は減少しており、令和6年度の利用者は合わせて925人となっています。



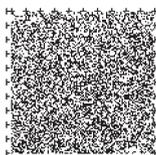
*資料：こども支援課（各年4月1日現在）

(2) 保育施設等利用者数の推移

保育施設等の利用者数の推移は、平成31年から減少傾向でしたが、令和4年以降増加している年齢もあります。また、令和6年4月1日現在は396人の利用があり、前年と比べ2歳、4歳の人数が増加しています。



*資料：こども支援課（各年4月1日現在）

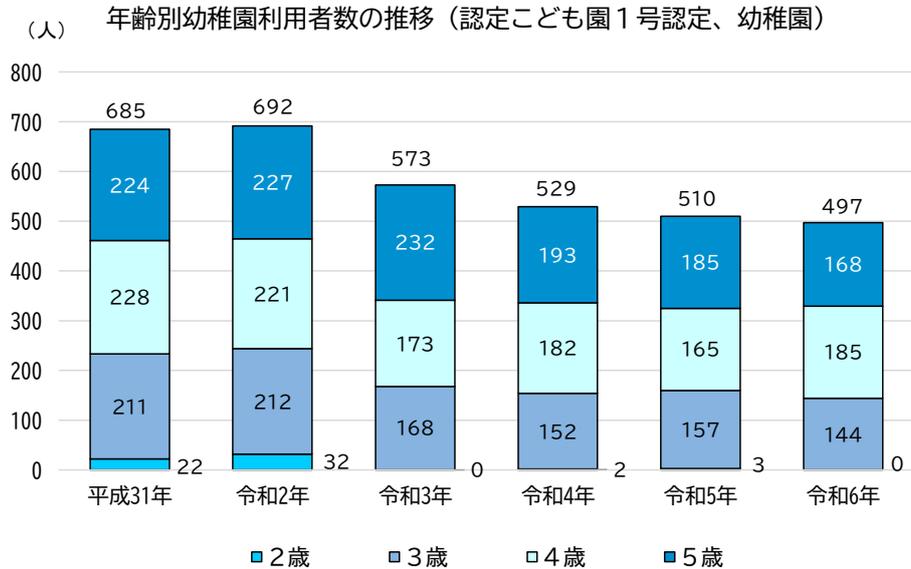




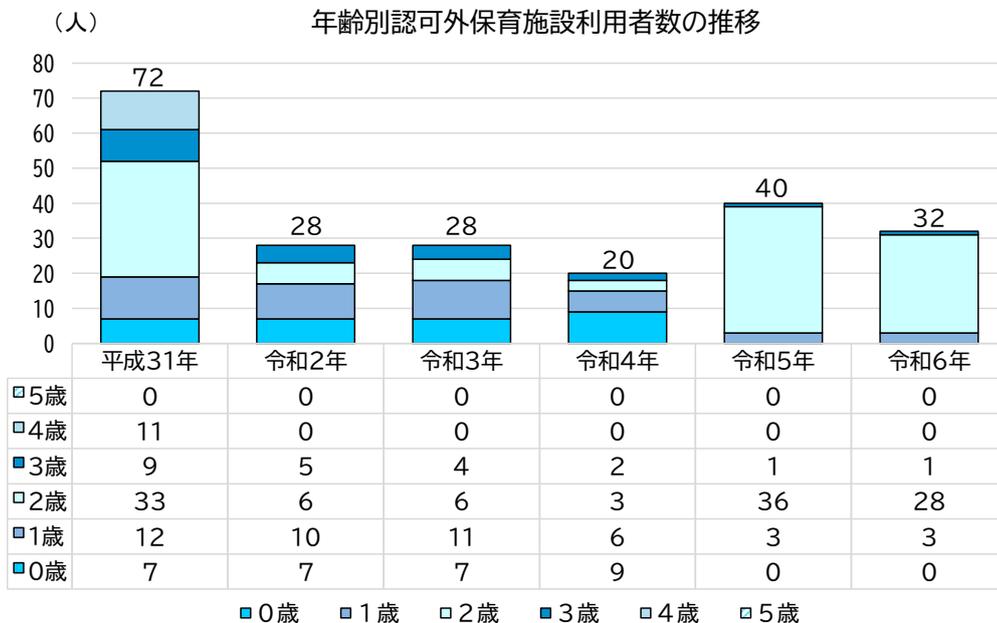
(3) 幼稚園、認可外保育施設の利用者数の推移

幼稚園の利用者数は、減少が続いています。令和6年4月1日現在で 497 人の利用があり、前年と比べ、13 人の減少となっています。

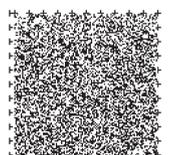
認可外保育施設の利用者数は、令和3年以降ほぼ横ばいとなっており、令和6年の利用者数は 32 人となっています。



*資料：こども支援課 (各年4月1日現在)



*資料：こども支援課 (各年4月1日現在)

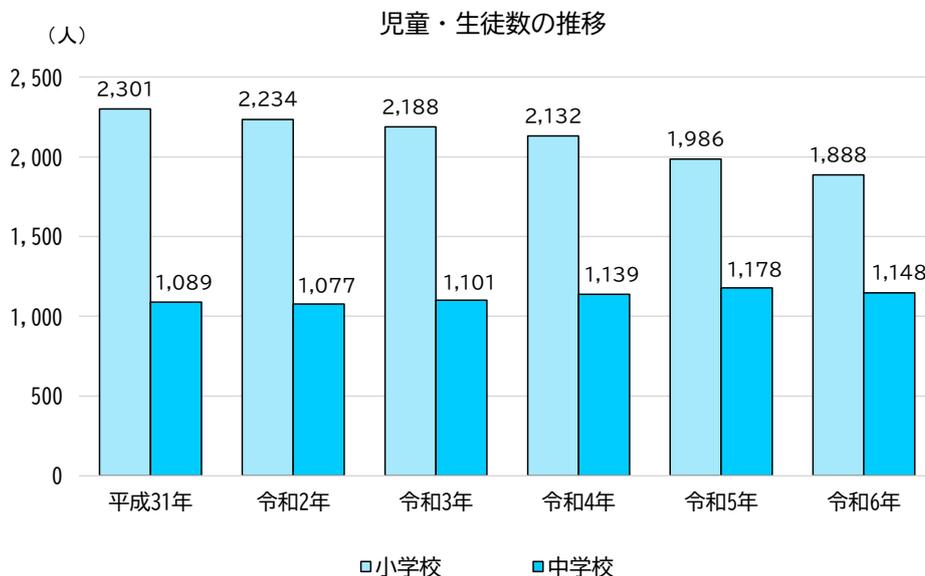


II.子育てを取り巻く現状と課題



(4) 児童・生徒数の推移

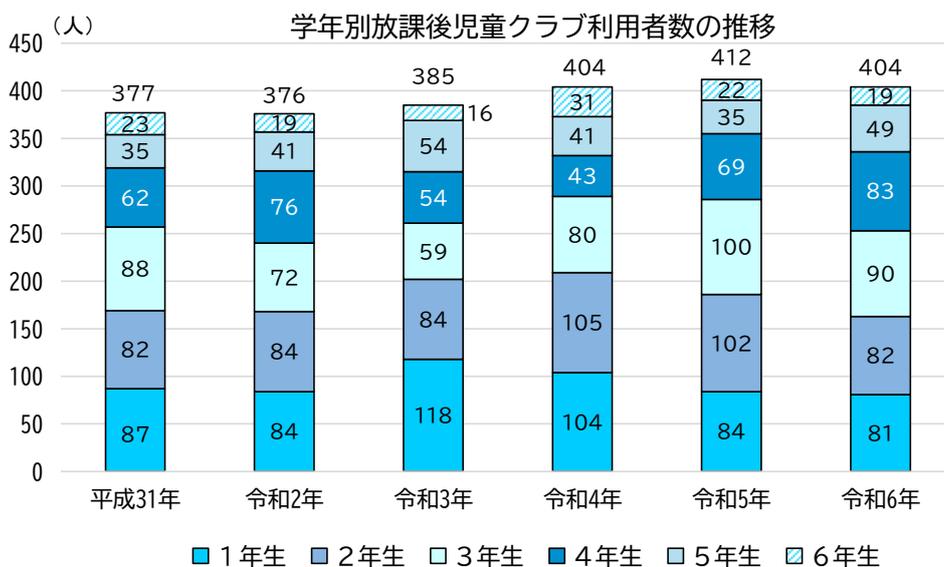
市内には、小学校が9校、中学校が3校あります。小学校児童数は年々減少しており、令和6年5月1日時点で1,888人で、前年と比べ、98人の減少となっています。中学校生徒数は令和2年から令和5年にかけては増加していましたが、令和6年5月1日時点で1,148人で、前年と比べ、30人の減少となっています。



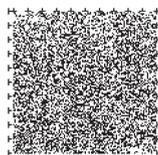
*資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移

学年別放課後児童クラブ利用者数は、令和4年以降400人を超えており、令和6年では404人となっています。

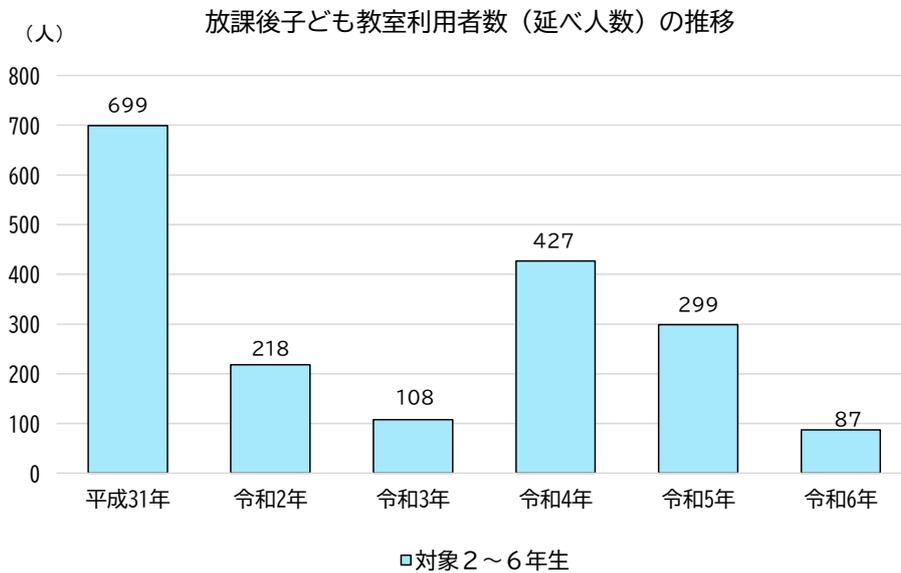


*資料：こども支援課（各年4月1日現在）





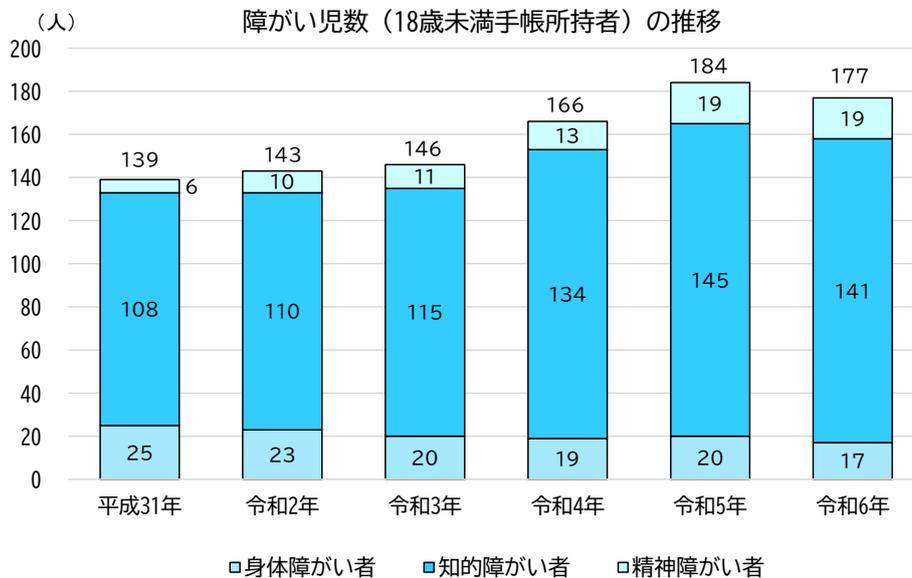
放課後子ども教室利用者数は、令和6年で87人となっており、前年と比べ212人の減少となっています。



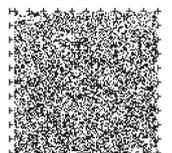
*資料：教育委員会（各年5月末日現在）

（6）障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移

18歳未満の障害者手帳所持者数は、平成31年から令和5年まで増加していましたが、令和6年は減少傾向にあり、障害手帳別の内訳では、知的障がい者が多くを占めています。



*資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

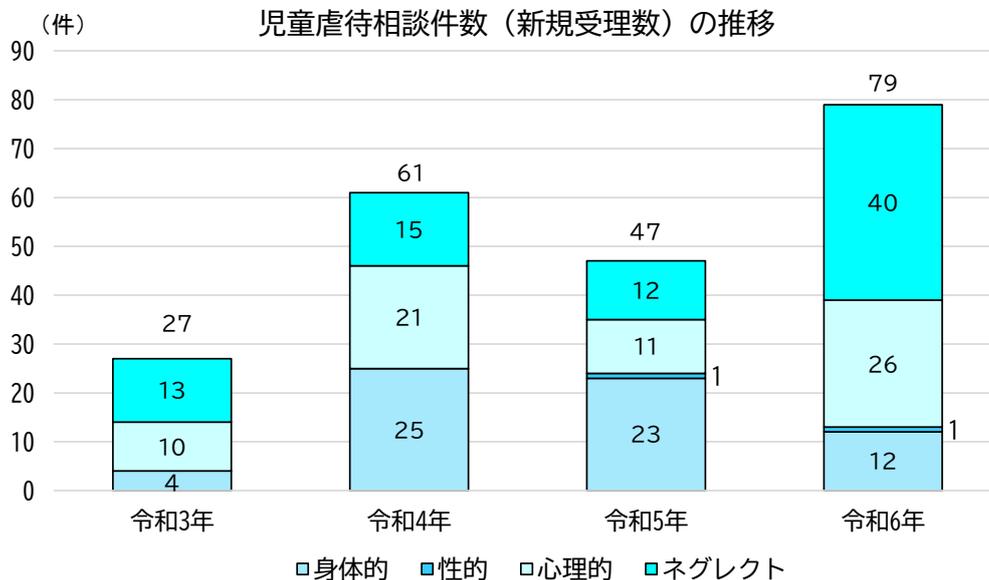


Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題

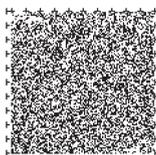


(7) 児童虐待相談件数の状況

児童虐待相談件数の状況は、令和6年で79件となっており、前年と比べ32人の増加となっています。



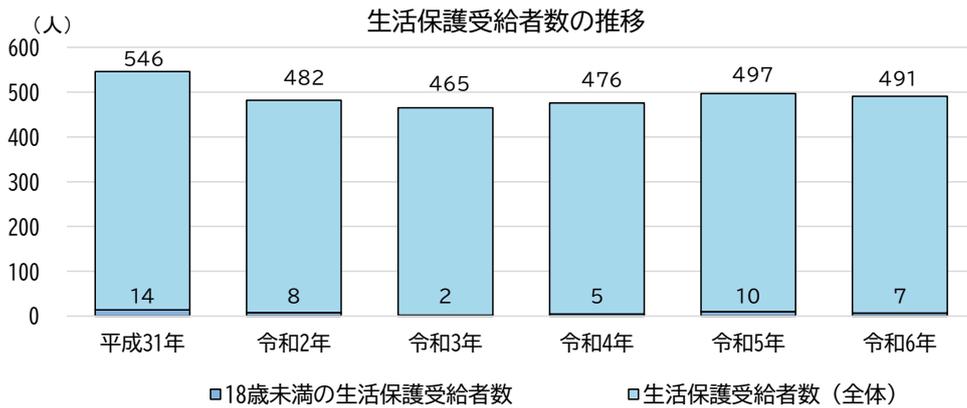
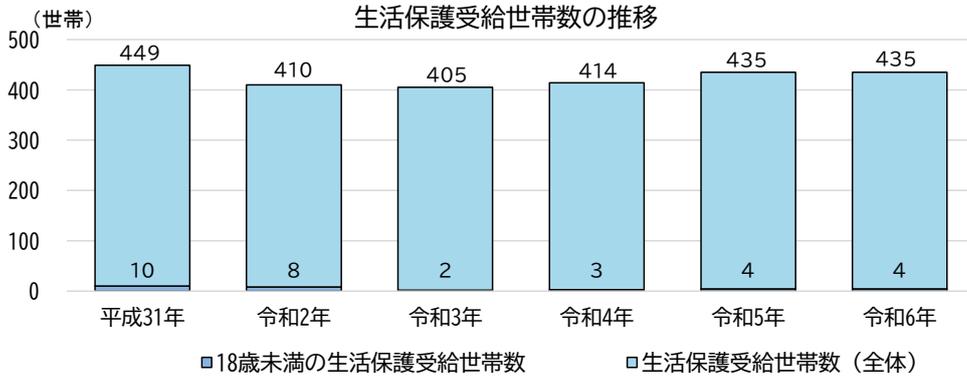
*資料：こども支援課（各年4月1日現在）





(8) 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯の世帯数は、令和3年以降、増加傾向にあります。令和6年は生活保護受給世帯数、18歳未満の生活保護受給世帯数ともに横ばいで推移しています。一方、生活保護受給者数は、18歳未満の生活保護受給者数とともに、令和6年はわずかに減少しています。

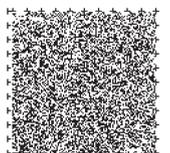


生活保護受給世帯の状況の推移

単位：世帯もしくは人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護受給世帯数(全体)(世帯)	449	410	405	414	435	435
生活保護受給者数(全体)(人)	546	482	465	476	497	491
18歳未満の生活保護受給世帯数(世帯)	10	8	2	3	4	4
18歳未満の生活保護受給者数(人)	14	8	2	5	10	7

*資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



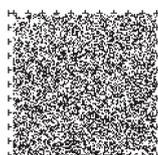
4. 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業の提供体制として、施設数、定員数を以下の表にまとめました。

子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業	施設の種類	施設数	定員数
幼児期の教育事業	幼稚園	4 か所	765 人
	認定こども園（教育部）	1 か所	114 人
幼児期の保育事業	認可保育所	6 か所	421 人
	認定こども園（保育部）	1 か所	59 人
	地域型保育事業	1 か所	18 人
	認可外保育施設	4 か所	68 人
地域の子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	3 か所	-
	一時預かり事業（保育所・認定こども園）	5 か所	-
	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	-
	延長保育事業	5 か所	-
	病児保育事業	1 か所	-
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	2 か所	-
	放課後児童クラブ	12 か所	525 人

*令和7年4月見込み





5. ニーズ調査結果

市内の子どもと家庭の状況を把握するために実施した「幸手市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果の概要です。

(1) 実施状況

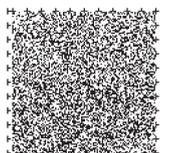
【調査の種類】

調査	①就学前児童保護者調査 →市内在住の就学前児童（0～5歳）のいる保護者1,038人（住民基本台帳） ②小学生児童保護者調査 →市内在住の小学生児童（1～6年生）のいる保護者1,534人（住民基本台帳）
調査方法	郵送配布、郵送またはWEB回答
調査期間	2024年3月19日～4月15日

【回収結果】

	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査	合計
配布数	1,038件	1,534件	2,572件
有効回収数	449件	391件	840件
有効回収率	43.3%	25.5%	32.7%

- ・ 図表中の「n」は各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（%）の母数をあらわしている。
- ・ 回答率は小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがある。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は100%を超えることがある。
- ・ 構成比（%）の比較における差は、原則として「…ポイント」と表現している。
- ・ 調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・ 図表中の、今回調査は令和5年度実施、前回調査は平成30年度実施の調査を指す。



II.子育てを取り巻く現状と課題



(2) 結果概要

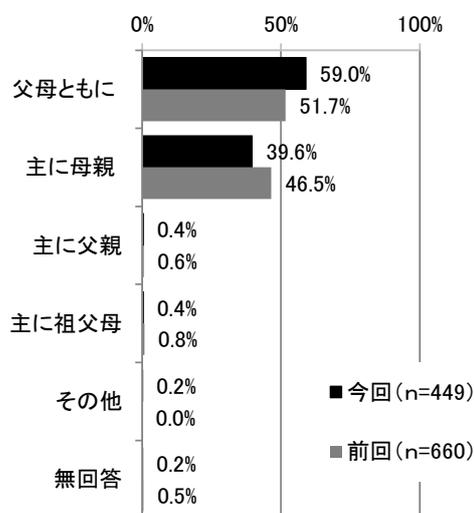
○子育てを取り巻く環境

- 子育てに関わっているのは「父母ともに」が約6割
- 前回調査と比較すると、「父母ともに」は増加、「主に母親」は減少

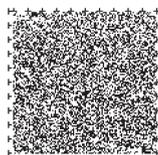
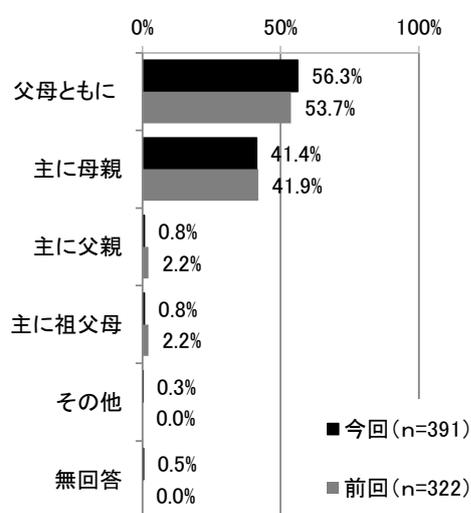
お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方は「父母ともに」が就学前児童（59.0%）・小学生児童（56.3%）ともに最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童（39.6%）・小学生児童（41.4%）となっています。

主に子育てに関わっている方

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】





○子育ての不安や悩み

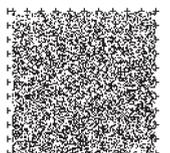
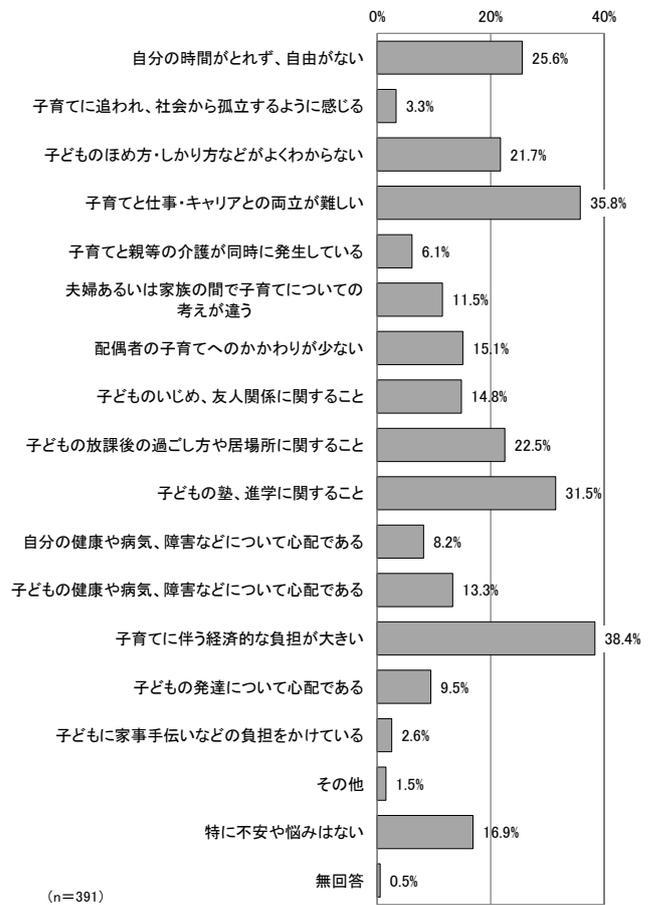
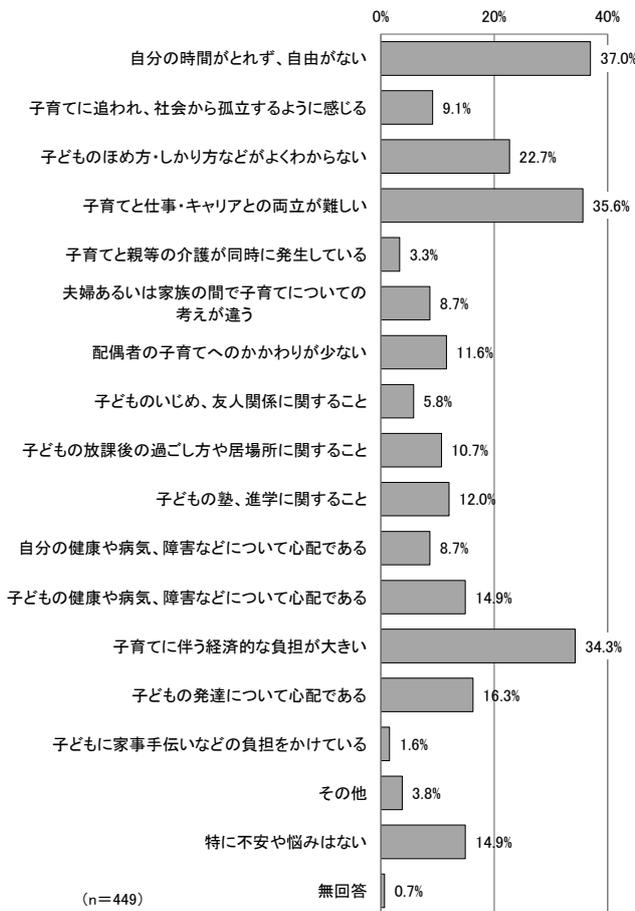
- 就学前児童は、「自分の時間がとれず、自由がない」が約4割
- 小学生児童は、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」が約4割

子育てに関する不安や悩みについて、就学前児童は「自分の時間がとれず、自由がない」(37.0%)、小学生児童では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」(38.4%)が最も高く、次いで「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が就学前児童(35.6%)・小学生児童(35.8%)となっています。

子育てに関する不安や悩みについて

【就学前児童保護者】

【小学生児童保護者】



II.子育てを取り巻く現状と課題

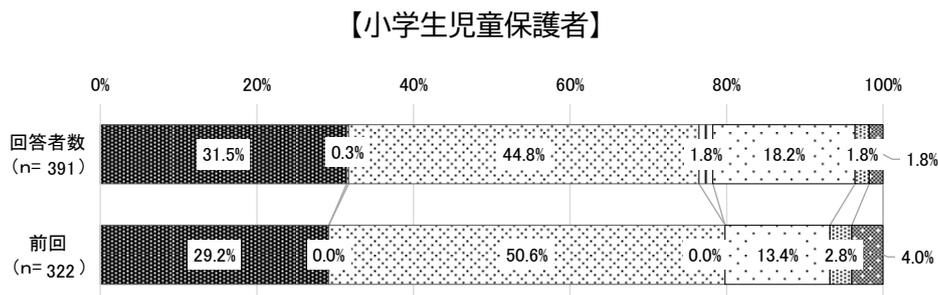
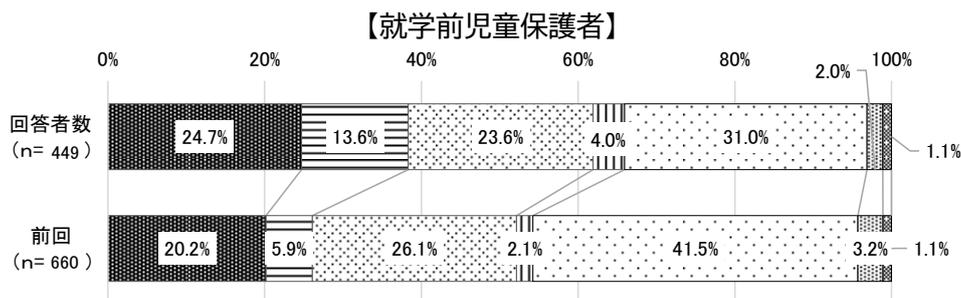


○母親の就労状況

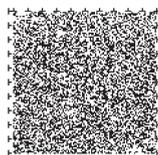
- 就学前児童の母親の就労率は 65.9%と、前回調査（54.3%）より高い
- 小学生児童の母親の就労率は 78.4%と、前回調査（79.8%）より低い

就学前児童では、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 31.0%と最も高くなっています。小学生児童では、母親は「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休育休介護休業中ではない」が 44.8%と最も高くなっています。

母親の就労状況



- フルタイム(週 5 日・1 日 8 時間程度)で就労しており、産休育休介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休育休介護休業中である
- ▣ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しており、産休育休介護休業中ではない
- ▢ パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労しているが、産休育休介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▣ これまで就労したことがない
- 無回答





○定期的な教育・保育事業の利用状況

- 定期的な教育・保育事業の利用率は約6割で、認可保育所、幼稚園の順に利用されている
- 前回調査と比較すると、幼稚園より、認可保育所の利用者のほうが高い

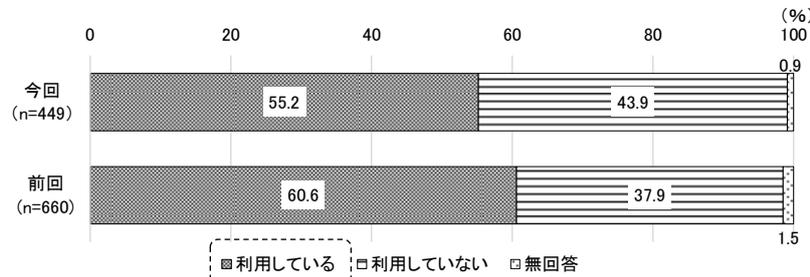
定期的な教育・保育事業を「利用している」人は55.2%となっています。

利用中の教育・保育事業は、「認可保育所」(48.4%)、「幼稚園」(34.3%)、「幼稚園の預かり保育」(11.7%)の順で高くなっています。

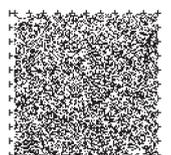
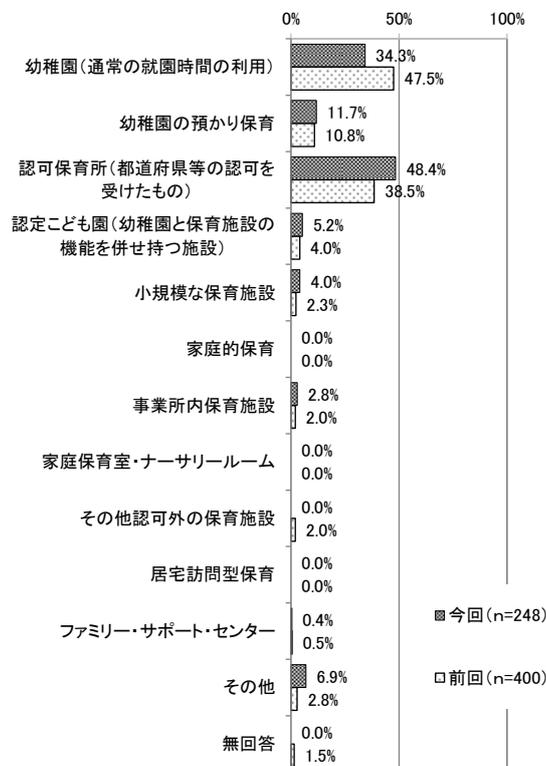
前回調査と比較すると、「幼稚園」の利用者は34.3%(前回調査47.5%)と減少している一方、「認可保育所」の利用者は48.4%(前回調査38.5%)と増加しており、「認可保育所」の需要が高まっていることがわかります。

定期的な教育・保育事業の利用状況

【就学前児童保護者】



定期的にご利用している教育・保育事業



II.子育てを取り巻く現状と課題



○定期的な教育・保育事業の利用希望状況

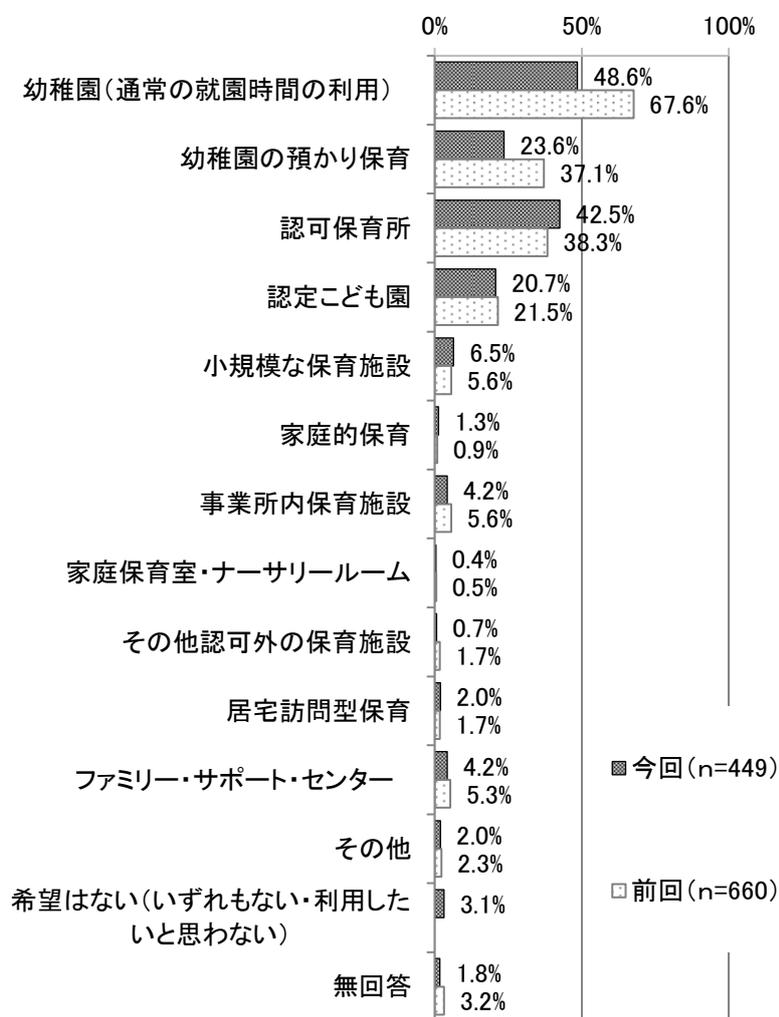
- 教育・保育事業の利用希望を前回調査と比較すると、認可保育所の増加率が最も高い
- 幼稚園（通常の就園時間の利用）の利用希望状況は、前回調査と比較すると、19ポイント低下しているが、他の事業に比べ需要は最も高い

利用を希望する教育・保育事業は、「幼稚園」（48.6%）、「認可保育園」（42.5%）、「幼稚園の預かり保育」（23.6%）の順で高くなっています。

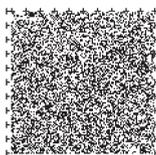
前回調査と比較すると、「幼稚園」の利用者は48.6%（前回調査67.6%）と大幅に減少している一方、「認可保育所」の利用者は42.5%（前回調査38.3%）と増加しており、認可保育所の需要が高まっていることがわかります。

定期的な教育・保育事業の利用希望

【就学前児童保護者】



※前回調査には、希望はないの選択肢なし





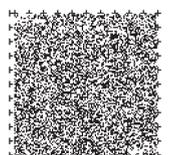
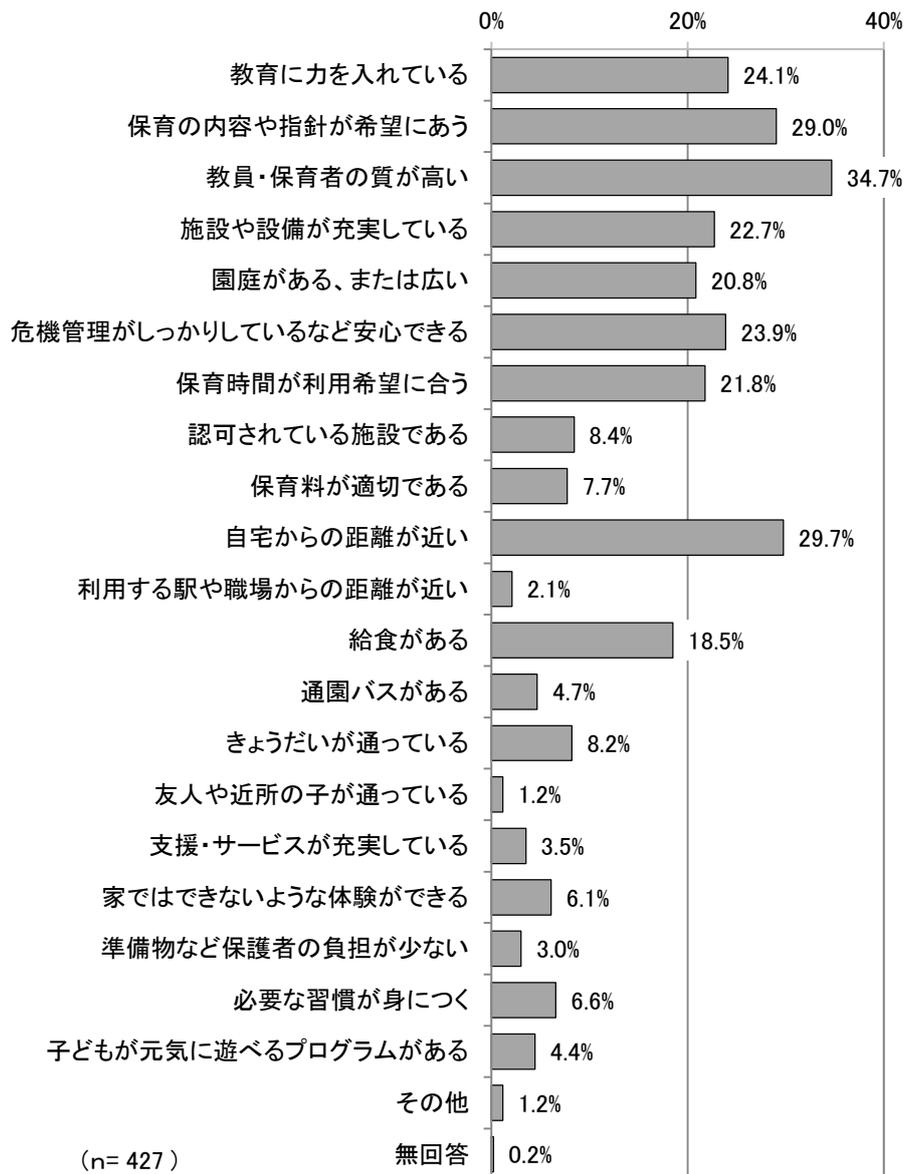
○教育・保育事業の利用を希望するうえで重視する条件

●教育・保育事業の利用を希望するうえで重視する条件として、**教員・保育者の質が高いことが最も高い**

重視する条件として、「教員・保育者の質が高い」(34.7%)、「自宅からの距離が近い」(29.7%)、「保育の内容や指針が希望にあう」(29.0%)の順で高くなっています。

教育・保育事業の利用を希望するうえで重視する条件

【就学前児童保護者】



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



○放課後の過ごし方

- 就学前児童の小学校低学年の時に子どもを過ごさせたい場所として、自宅、放課後児童クラブが約5割と最も高い
- 小学生児童の小学校低学年の時に子どもが過ごしている場所として、自宅が約7割と最も高い

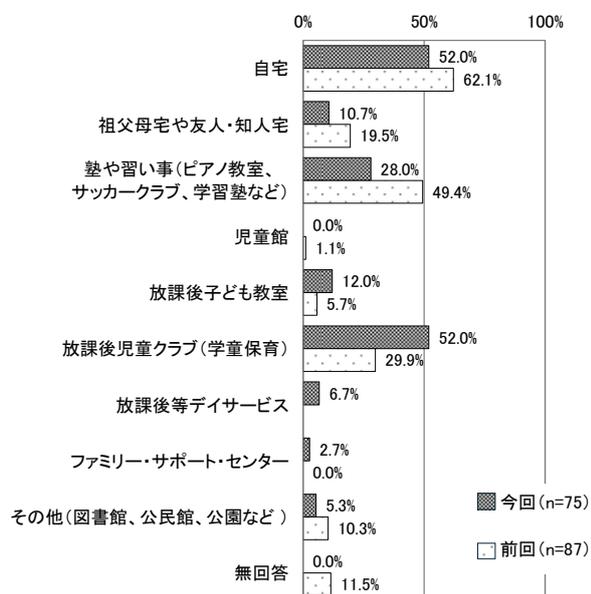
就学前児童の小学校低学年の時に過ごさせたい放課後の場所として、「自宅」(52.0%)「放課後児童クラブ」(52.0%)が最も高く、次いで「塾や習い事」(28.0%)となっています。

小学生児童が小学校低学年の時に過ごしている放課後の場所として、「自宅」(70.8%)が最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(28.8%)となっています。

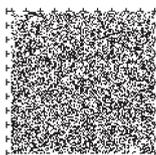
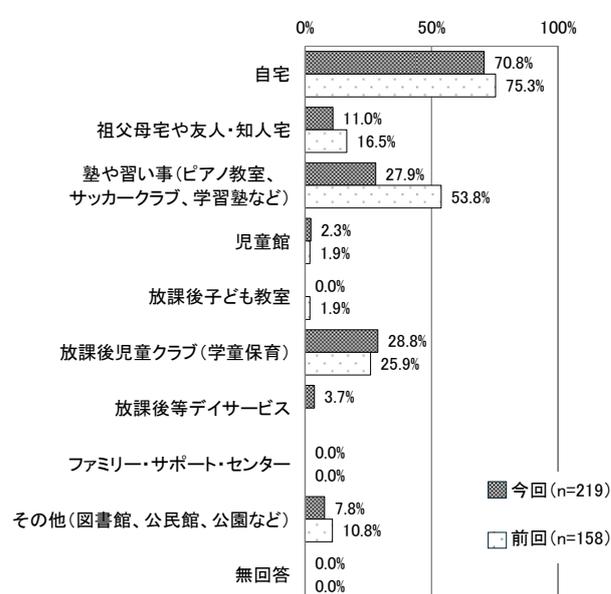
小学校低学年の時に過ごさせたい放課後の場所

小学校低学年の時に過ごしている放課後の場所

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



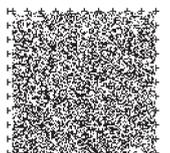
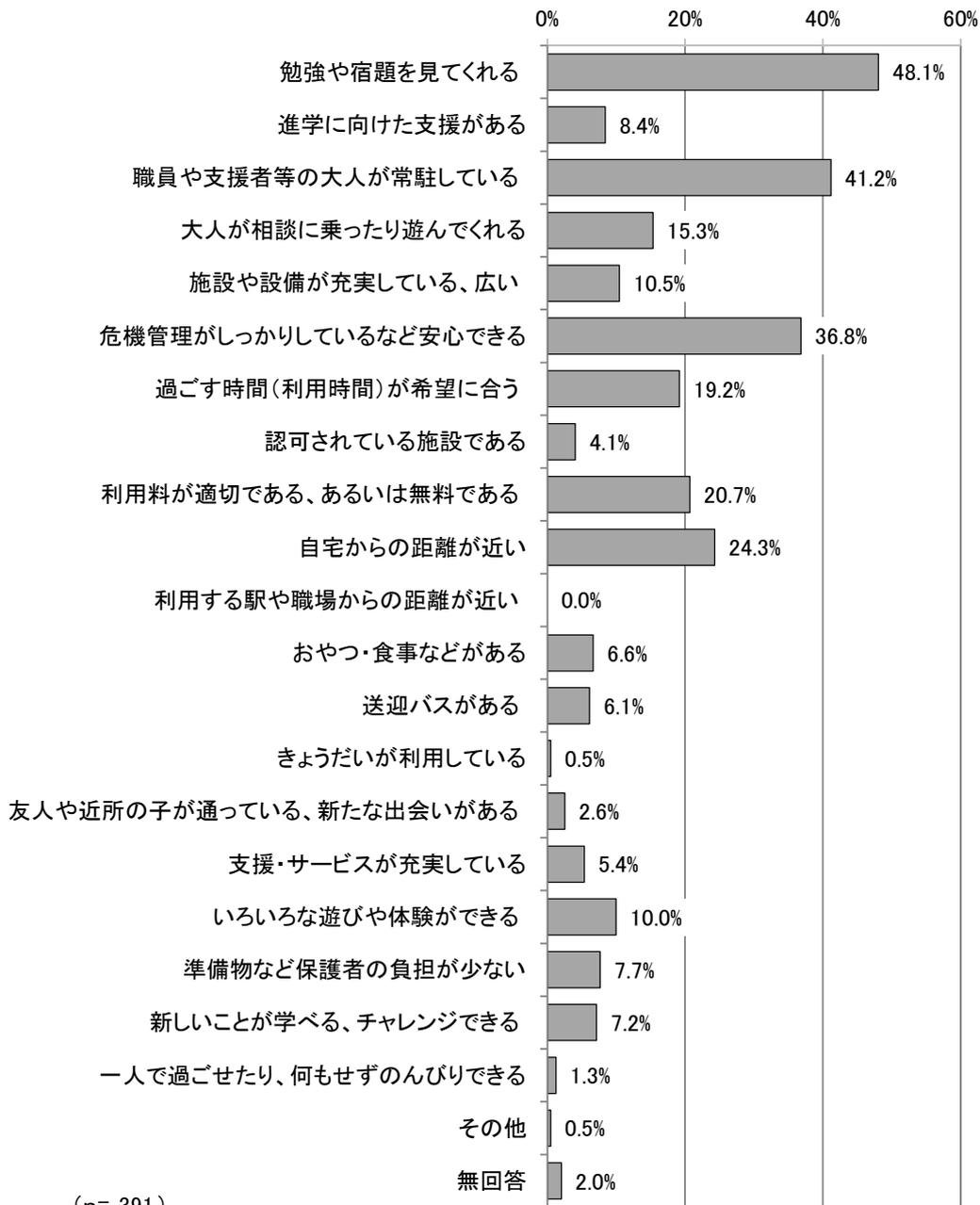


○放課後を過ごす場合に重視する環境や条件

●勉強や宿題をみてくれるが約5割と最も高い
 重視する環境や条件として、「勉強や宿題をみてくれる」(48.1%)、「職員や支援者等の大人が常駐している」(41.2%)、「危機管理がしっかりしているなど安心できる」(36.8%)の順で高くなっています。

放課後を過ごす場合に重視する環境や条件

【小学生児童保護者】



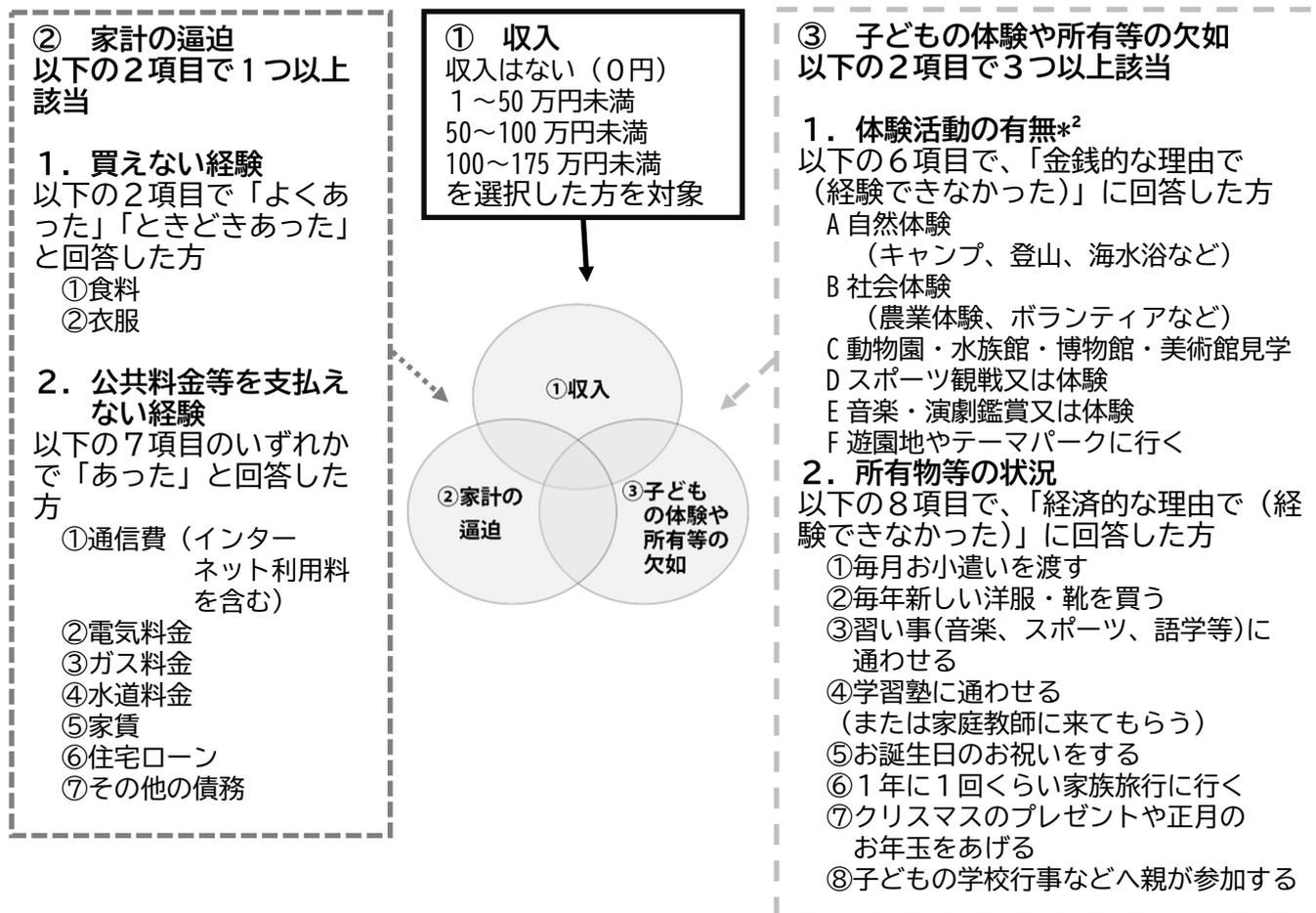
II.子育てを取り巻く現状と課題



○生活困難度別分析

幸手市における子どもの貧困度合いを判定するため、「生活困難度」という指標を使用しました。これは、東京都で平成28年度に策定された「東京都子供の生活実態調査」にて示された考え方を基本として反映したものです。

「生活困難度」は、「①収入*1」、「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有等の欠如」という3点から導き出しています。

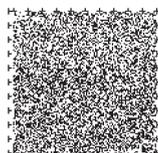


各項目に該当する方の割合

	就学前 児童家庭 (n=449)	小学校 児童家庭 (n=391)
① 困窮層(3項目のうち2項目以上該当)	13.4%	10.5%
② 周辺層(3項目のうち1項目のみ該当)	22.3%	23.8%
③ 一般層(該当なし)	64.4%	65.7%

*1「東京都子供の生活実態調査」では、世帯所得を把握したため「所得」となっていますが、今回のアンケートでは「収入」を質問したため、「収入」という表現を使用します。

*2「体験活動の有無」では、東京都は5項目ですが、本市では「海水浴に行く」を「自然体験」「社会体験」としています。





○各サービスの周知度で「知っている」と回答した方の割合

●事業により周知度の差がみられ、特に困窮層と一般層で周知度に差がみられる

就学前児童の各サービスの周知度をみると、事業により困窮層と一般層で周知度に差のある事業が見られます。特に困窮層では「ファミリー・サポート・センター（40.0%）（一般層は60.2%）」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（46.7%）（一般層は63.3%）」が低くなっています。

小学生児童の各サービスの周知度も同様に、事業により困窮層と一般層で周知度に差のある事業が見られます。特に困窮層では「子育て総合窓口（80.5%）（一般層は95.3%）」、「ファミリー・サポート・センター（61.0%）（一般層は67.3%）」が低くなっています。

各サービスの周知度「はい」と回答した方の割合

【就学前児童保護者】

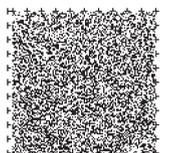
		回答者数	①子育て総合窓口(ウェルス幸手内)	②パパママ教室、幼児学級	③健康増進課の情報・相談事業(乳幼児健康相談等)	④保育所や幼稚園の園庭等の開放	⑤ファミリー・サポート・センター	⑥育児休業給付	⑦保険料免除	⑧産後パパ育休
全体	人数	449	432	294	354	273	253	358	281	249
	構成比		96.2%	65.5%	78.8%	60.8%	56.3%	79.7%	62.6%	55.5%
困窮層	人数	60	57	30	45	28	24	43	36	26
	構成比		95.0%	50.0%	75.0%	46.7%	40.0%	71.7%	60.0%	43.3%
周辺層	人数	100	95	66	80	62	55	74	57	53
	構成比		95.0%	66.0%	80.0%	62.0%	55.0%	74.0%	57.0%	53.0%
一般層	人数	289	280	198	229	183	174	241	188	170
	構成比		96.9%	68.5%	79.2%	63.3%	60.2%	83.4%	65.1%	58.8%

※①子育て相談窓口（ウェルス幸手内）は、令和6年4月からこども家庭センター窓口に変更しております。

【小学生児童保護者】

		回答者数	①子育て総合窓口(ウェルス幸手内)	②家庭教育学級・講座	③教育相談・心すこやか支援室	④児童館	⑤ファミリー・サポート・センター	⑥就学援助制度
全体	人数	391	364	140	220	347	264	254
	構成比		93.1%	35.8%	56.3%	88.7%	67.5%	65.0%
困窮層	人数	41	33	16	21	36	25	29
	構成比		80.5%	39.0%	51.2%	87.8%	61.0%	70.7%
周辺層	人数	93	86	33	55	82	66	67
	構成比		92.5%	35.5%	59.1%	88.2%	71.0%	72.0%
一般層	人数	257	245	91	144	229	173	158
	構成比		95.3%	35.4%	56.0%	89.1%	67.3%	61.5%

※①子育て相談窓口（ウェルス幸手内）は、令和6年4月からこども家庭センター窓口に変更しております。



II.子育てを取り巻く現状と課題



○ヤングケアラーという言葉の周知度

- ヤングケアラーの周知度では、困窮層はヤングケアラーの周知度が低い
- 家族や親族にヤングケアラーがいるかどうかについては、就学前児童の困窮層の方は小学生児童に比べ、「いる」の割合が高い

就学前児童のヤングケアラーの周知度をみると、「聞いたことがあり、内容も知っている」が約7割（67.9%）となっています。一方で、「聞いたことがあり、内容も知っている」を所得階級別に比較すると、困窮層（56.7%）、一般層（71.3%）となっており、困窮層のほうが周知度が低くなっています。

小学生児童のヤングケアラーの周知度をみると、「聞いたことがあり、内容も知っている」が約8割（81.3%）となっています。一方で、「聞いたことがあり、内容も知っている」を所得階級別に比較すると、困窮層（65.9%）、一般層（81.3%）となっており、困窮層のほうが周知度が低くなっています。

ヤングケアラーの周知度

家族・親族のヤングケアラーの有無

【就学前児童保護者】

		回答者数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはない	聞いたことはあるが、よく知らない	無回答
全体	人数	449	305	78	61	7
	構成比		67.9%	16.9%	13.6%	1.6%
困窮層	人数	60	34	19	6	1
	構成比		56.7%	31.7%	10.0%	1.7%
周辺層	人数	100	65	19	16	0
	構成比		65.0%	19.0%	16.0%	0.0%
一般層	人数	289	206	38	39	6
	構成比		71.3%	13.1%	13.5%	2.1%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

		回答者数	いる	いない	わからない	無回答
全体	人数	449	7	376	56	10
	構成比		1.6%	83.7%	12.5%	2.2%
困窮層	人数	60	4	44	11	1
	構成比		6.7%	73.3%	18.3%	1.7%
周辺層	人数	100	1	80	19	0
	構成比		1.0%	80.0%	19.0%	0.0%
一般層	人数	289	2	252	26	9
	構成比		0.7%	87.2%	9.0%	3.1%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

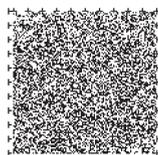
【小学生児童保護者】

		回答者数	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはない	聞いたことはあるが、よく知らない	無回答
全体	人数	391	318	22	50	1
	構成比		81.3%	5.6%	12.8%	0.3%
困窮層	人数	41	27	3	10	1
	構成比		65.9%	7.3%	24.4%	2.4%
周辺層	人数	93	82	5	6	0
	構成比		88.2%	5.4%	6.5%	0.0%
一般層	人数	257	209	14	34	0
	構成比		81.3%	5.4%	13.2%	0.0%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

		回答者数	いる	いない	わからない	無回答
全体	人数	391	4	345	41	1
	構成比		1.0%	88.2%	10.5%	0.3%
困窮層	人数	41	2	30	9	0
	構成比		4.9%	73.2%	22.0%	0.0%
周辺層	人数	93	0	88	5	0
	構成比		0.0%	94.6%	5.4%	0.0%
一般層	人数	257	2	227	27	1
	構成比		0.8%	88.3%	10.5%	0.4%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字





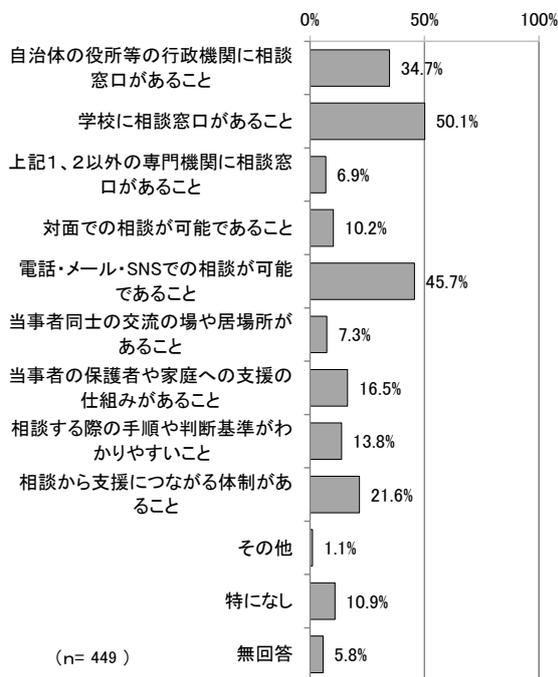
○ヤングケアラーと思われる子どもへの支援

●就学前児童・小学生児童ともに、ヤングケアラーと思われる子どもへの支援について、学校に相談窓口があることが最も高い

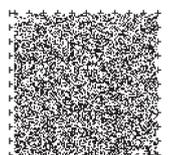
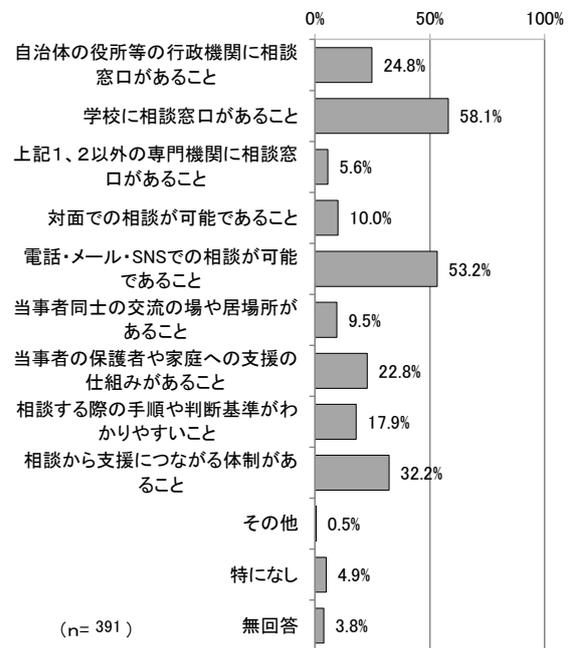
ヤングケアラーと思われる子どもへの支援について、「学校に相談窓口があること」が、就学前児童（50.1%）・小学生児童（58.1%）ともに最も高く、次いで「電話・メール・SNSでの相談が可能であること」が就学前児童（45.7%）・小学生児童（53.2%）となっています。

ヤングケアラーと思われる子どもへの支援

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



○子どもの権利について

●子どもの権利については、困窮層の方は「知っている」の割合が低い

就学前児童の子どもの権利についての周知度は、全体で見ると「知っている」(45.0%)が最も高いが、所得階級別にみると、困窮層は「言葉だけ知っている」(36.7%)が最も高くなっています。

小学生児童の子どもの権利についての周知度は、全体で見ると「知っている」(52.4%)が最も高いが、所得階級別にみると、困窮層は「言葉だけ知っている」(46.3%)が最も高くなっています。

子どもの権利の周知度

【就学前児童保護者】

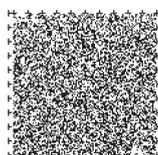
		回答者数	知っている	言葉だけ知っている	まったく知らない	無回答
全体	人数	449	202	156	84	7
	構成比		45.0%	34.7%	18.7%	1.6%
困窮層	人数	60	19	22	18	1
	構成比		31.7%	36.7%	30.0%	1.7%
周辺層	人数	100	45	36	19	0
	構成比		45.0%	36.0%	19.0%	0.0%
一般層	人数	289	138	98	47	6
	構成比		47.8%	33.9%	16.3%	2.1%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【小学生児童保護者】

		回答者数	知っている	言葉だけ知っている	まったく知らない	無回答
全体	人数	391	205	142	43	1
	構成比		52.4%	36.3%	11.0%	0.3%
困窮層	人数	41	13	19	9	0
	構成比		31.7%	46.3%	22.0%	0.0%
周辺層	人数	93	53	30	9	1
	構成比		57.0%	32.3%	9.7%	1.1%
一般層	人数	257	139	93	25	0
	構成比		54.1%	36.2%	9.7%	0.0%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字





○日ごろの子育てについて感じていること
 (「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計)

●日ごろの子育てについて感じていることに関して、困窮層では他の所得階級に比べ「子どもをたたいてしまうことがある」「子どもに食事を与えないなど、世話をしないことがある」の割合が高い

就学前児童の日ごろの子育てについて感じていることに関して、約9割が子育てを楽しんでいると感じると回答している一方で、所得階級別にみると、困窮層において「子どもをたたいてしまうことがある」(33.3%)、「子どもに食事を与えないなど、世話をしないことがある」(3.3%)が他の所得階級に比べ高くなっています。

小学生児童の日ごろの子育てについて感じていることに関して、約9割が子育てを楽しんでいると感じると回答している一方で、所得階級別にみると、困窮層において「子育てに自信がもてなくなることがある」(80.5%)、「子どもをたたいてしまうことがある」(29.3%)が他の所得階級に比べ高くなっています。

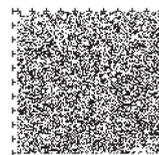
日ごろの子育てについて感じること

【就学前児童保護者】

		回答者数	①子育てを楽しんでいる	②子育てに自信がもてなくなることがある	③子どもをたたいてしまうことがある	④子どもに食事を与えないなど、世話をしないことがある
全体	人数	449	413	270	101	3
	構成比		92.0%	60.1%	22.5%	0.7%
困窮層	人数	60	54	39	20	2
	構成比		90.0%	65.0%	33.3%	3.3%
周辺層	人数	100	91	64	26	0
	構成比		91.0%	64.0%	26.0%	0.0%
一般層	人数	289	268	167	55	1
	構成比		92.7%	57.8%	19.0%	0.3%

【小学生児童保護者】

		回答者数	①子育てを楽しんでいる	②子育てに自信がもてなくなることがある	③子どもをたたいてしまうことがある	④子どもに食事を与えないなど、世話をしないことがある
全体	人数	391	351	247	93	5
	構成比		89.8%	63.2%	23.8%	1.3%
困窮層	人数	41	32	33	12	1
	構成比		78.0%	80.5%	29.3%	2.4%
周辺層	人数	93	86	59	22	2
	構成比		92.5%	63.4%	23.7%	2.2%
一般層	人数	257	233	155	59	2
	構成比		90.7%	60.3%	23.0%	0.8%



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



○理想の子どもの人数

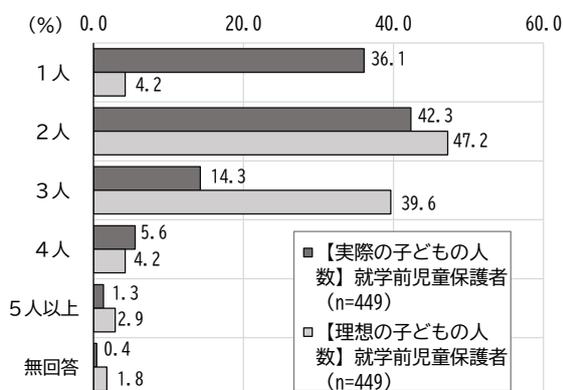
- 実際の子どもの人数、理想の子どもの人数はどちらも「2人」が最も多い
- しかし、就学前児童の2番目に多い人数をみると、理想の子どもは「3人」、実際の子どもは「1人」と理想の人数より実際の子どもの人数のほうが少ない

実際の子どもの人数と理想とする子どもの人数は、就学前児童・小学生児童ともに2人が最も多くなっています。

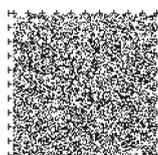
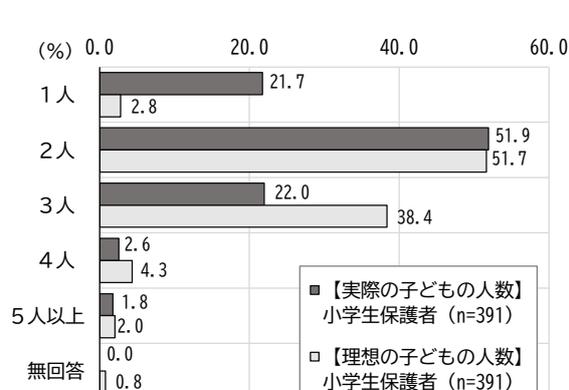
一方で、就学前児童の理想の子どもの人数が2番目に多いのは3人ですが、実際の子どもの人数が2番目に多いのは1人となっており、理想とする人数より実際の子どもの人数のほうが少なくなっています。

理想の子どもの人数

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】





○理想とする人数の子どもを育てられるようになるために対応すべき課題

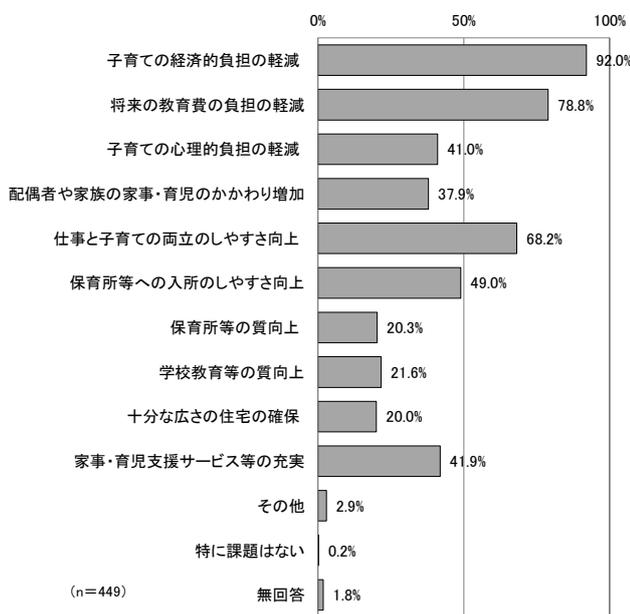
●理想の子どもの人数を育てられるようになるために対応すべき課題として、就学前児童・小学生児童ともに、子育ての経済的負担の軽減が最も高い

就学前児童では、「子育ての経済的負担の軽減」(92.0%)が最も高く、次いで「将来の教育費の負担の軽減」(78.8%)となっています。

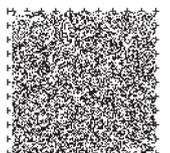
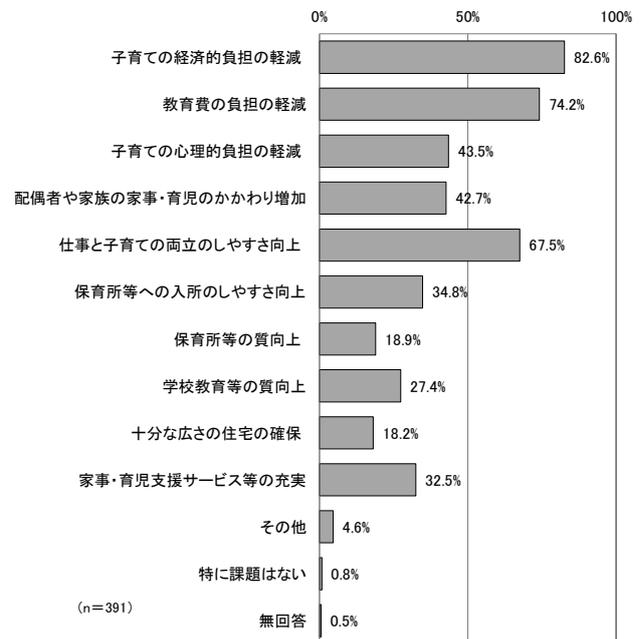
小学生児童では、「子育ての経済的負担の軽減」(82.6%)が最も高く、次いで「教育費の負担軽減」(74.2%)となっています。

対応すべき課題

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



○日ごろの子育てに関する感じ方

(「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計)

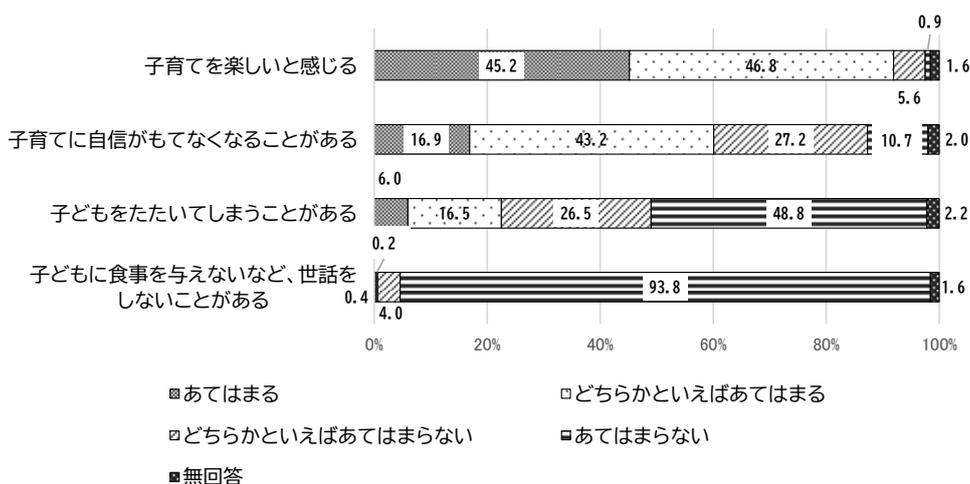
- 就学前児童・小学生児童ともに約9割が、子育てを楽しんでいる
- 一方で就学前児童・小学生児童ともに約6割が子育てに自信がなくなることがあると感じている

就学前児童では、92%が子育てを楽しんでいる(「あてはまる(45.2%)」、「どちらかといえばあてはまる(46.8%)を含む」)一方で、60.1%が子育てに自信がもてなくなることがあると感じています(「あてはまる(16.9%)」、「どちらかといえばあてはまる(43.2%)を含む」)。

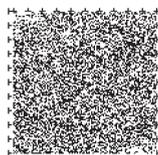
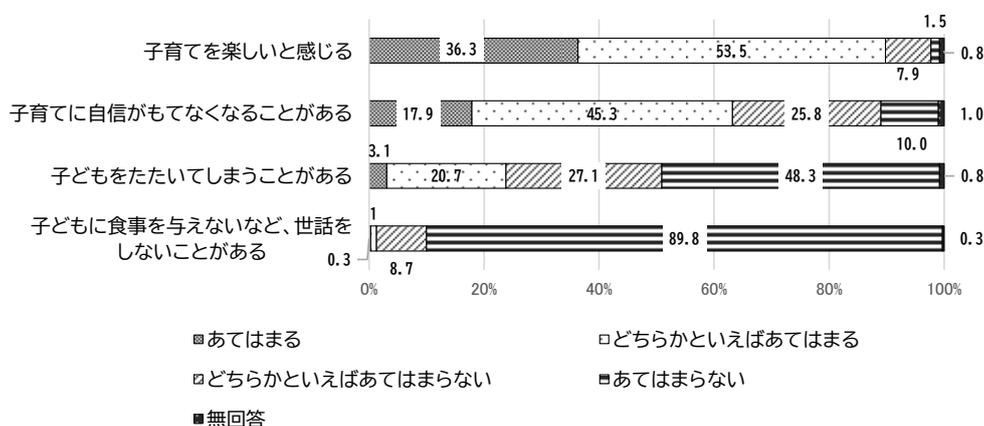
小学生児童では、89.8%が子育てを楽しんでいる(「あてはまる(36.3%)」、「どちらかといえばあてはまる(53.5%)を含む」)一方で、63.2%が子育てに自信がもてなくなることがあると感じています(「あてはまる(17.9%)」、「どちらかといえばあてはまる(45.3%)を含む」)。

日ごろの子育てに関する感じ方

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】





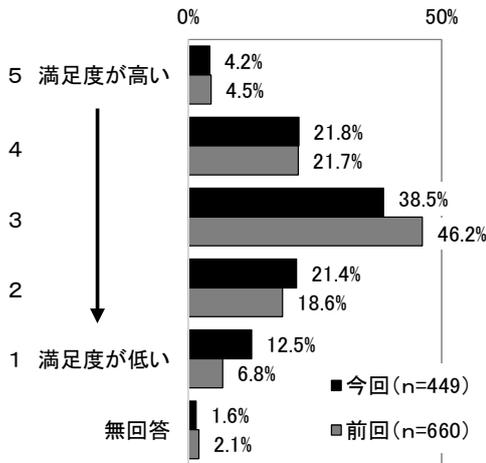
○子育て環境や支援への満足度について

●就学前児童では約3割が、小学生児童では約2割が満足度が高い（4を含む）と回答している

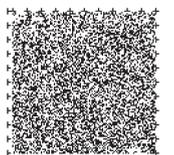
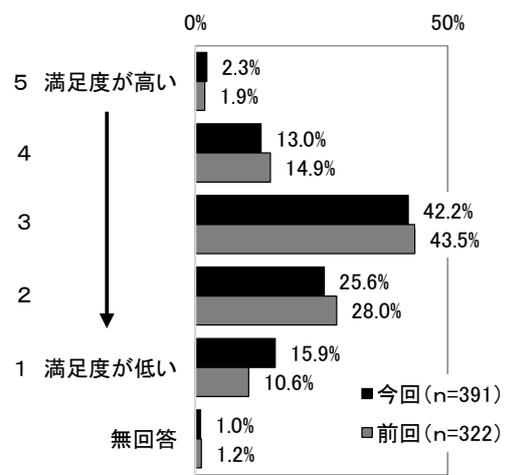
就学前児童では、「3（38.5%）」が最も高く、次いで「4（21.8%）」となっている。
小学生児童では、「3（42.2%）」が最も高く、次いで「2（25.6%）」となっている。

子育て環境や支援への満足度

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】





6. 中学生ワークショップの結果

市内のこどもの意見聴取の機会として実施した、中学生ワークショップの結果の概要です。

(1) 実施状況

参加者	①幸手市立幸手中学校：7名 ②幸手市立東中学校：5名 ③幸手市立西中学校：8名
募集方法	学校推薦により参加者を募集
開催日時	2024年7月17日
開催場所	幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）2階研修室

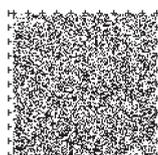
(2) 結果概要

○ワークショップ内容

市の良いところ（強み）と残念なところ（弱み）について意見交換し、理想と市の将来像についてキーワードを検討した後、市の課題（弱み）を解決するために、「自分たちが出来ること」や「市・学校・団体・地域・身近な大人に支援して欲しいこと」について議論しました。

○ワークショップ結果

幸手市の良いところ	
自然・景観	・美しい街並みがあり、日光街道の歴史を感じる。
防災	・自然災害が少ないため、安心して暮らせる。
学校	・学校給食が手作りのため、温かく栄養バランスのよい給食が食べられる。
居場所	・図書館や公民館があるので、読書をしたり、勉強に集中できる環境が整っている。
地域	・近所との関係が近い、地域の人が優しい。
幸手市の残念なところ	
居場所	・遊ぶ場所が少ない。球技禁止の公園が多い。
病院	・病院が廃業し、市内の院数が減っている。
自然	・農業の後継者不足のため、田んぼが減っている。
少子化	・少子高齢化への具体的な対策がされていないのではないか。
「自分たちが出来ること」や「市・学校・団体・地域・身近な大人に支援して欲しいこと」	
居場所	・放課後や休日に学校のグラウンドを開放し、遊ぶ場にしてほしい。 ・勉強を教えてくれる人がいてほしい。 ・こどもが遊べる環境づくりを進めてほしい。
体験	・地域の人を学校に招き、田植えや昔遊びなど伝統的なことを学びたい。 ・不登校生徒やヤングケアラーに勉強を教えるボランティア活動があるといい。 ・自然保護に取り組むなど、地域の人と関わるボランティア活動があるといい。 ・職場体験で仕事にふれたり、経済について学ぶ機会があるといい。
学校	・生徒がやりたい行事を自分たちで企画し、実施するような機会がほしい。 ・生徒数が少ないため、1人1人に注目した教育体制になるといい。 ・部活動指導員を配置してほしい。





7. 団体・事業者ヒアリングの結果

市内で事業を展開されている団体・事業者に対し現状の課題やニーズを把握するために実施した、団体・事業者ヒアリングの結果の概要です。

(1) 実施状況

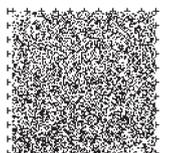
実施団体・事業者	①幼稚園：2か所 ②保育所：2か所 ③放課後児童クラブ（学童）：4か所 ④放課後等デイサービス：1か所 ⑤子育て支援団体：5団体
選定方法	市内団体・事業者50か所に郵送にて調査票を送付し、回答のあった団体・事業者の中から抽出
実施期間	2024年7月～8月
実施場所	幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）または、各事業者、オンライン

(2) 結果概要

○ヒアリング結果

①事業者・団体ヒアリングからみられるこどもを取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

把握された課題	ヒアリング調査結果の抜粋
発達の気になるこども・障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発達特性のあるこどもの増加、集団での困り感の発生がみられる。 ・障がいのあるお子さんを安心した環境で受け入れできるように環境を整えるべき。 ・放課後児童クラブで落ち着きがない、何でも口に入れる、食べこぼすなどのこどもが増えているように感じるため、保育所、幼稚園の早い段階で積極的にアプローチするべき。 ・グレーゾーンのこどもについての家庭の理解が重要。
コミュニケーション・集団生活・不登校	<ul style="list-style-type: none"> ・物の大切さを理解する力が少ないと感じるときがある。 ・コロナ禍における密回避の影響で放課後児童クラブ等における異年齢の教え合いが減ったことにより、公共マナーなどを知らない子が増えている。 ・暇つぶしの方法が分からなかったり、なんでも受け身で自主的な行動をすることに戸惑いがある、あるいは自分の意見が言えないなどといったこどもが増えている。 ・SNSの普及・使用により、言葉遣いなどが気になることがある。 ・放課後児童クラブに通う子はまだよいが、親のスキンシップを受けていない子は不登校につながるかと心配。 ・不登校のこどもが増えているため、学校以外の拠り所が必要。



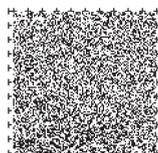
II.子育てを取り巻く現状と課題



把握された課題	ヒアリング調査結果の抜粋
体験・経験機会	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響もあると思うが、経験不足のこどもが多いように感じる。
生きる力や生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなものだけ食べる、嫌いなものは手を付けないなど食が偏っている子が目立つ。 ・外遊びをすることも減っているため、体力の減退が気になる。 ・非認知能力についてもっと重要視されるべき。
生活困窮・ひとり親家庭の抱える課題	<ul style="list-style-type: none"> ・経験不足など、子育て家庭の貧困の問題が見受けられる。 ・ひとり親家庭で夕飯が出なかったり、保育料を滞納している家庭がある一方で、ゲームなどは持っているという状況がある。 ・経済的理由で放課後児童クラブを退会するケースもある。
ヤングケアラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーは本人の自覚が無く、なかなか表に見えてこない。
外国籍・外国にルーツがあるこども	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍のこども・保護者の多くは、ちょっとしたことも生活の中で戸惑うことがあるようなので、フォローや支援をしていくべき。
学習支援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・授業についていけないこどもへのフォロー体制が必要。
中学校卒業後～若者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校気味な生徒、ヤングケアラー、発達に課題があるこどもをどのように支援すれば高校生活につなげられるのかを検討すべき。 ・高校生がいる家庭への支援が手薄で未来に希望が持てないなどの不安な子がいる。 ・こどもたちの職業観の醸成が必要。職業体験会等をするとうきづく。

②事業者・団体ヒアリングからみられる保護者を取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

把握された課題	ヒアリング調査結果の抜粋
「親教育」や愛着形成・養育力	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期における保護者との愛着形成の不足により、表情が乏しい、コミュニケーションが難しいケースがある。 ・こどもの話を聞いてあげる時間が足りないように感じる。 ・子育てのスキルが十分でなく、こどもと向き合う余力がない。 ・こどもの育て方がわからないといった親が増えている。 ・各家庭の家庭教育の意識の差を感じる。 ・多胎世帯の育児能力不足への支援が必要。
ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭が多く、家族時間が少ない。 ・放課後児童クラブの開所日数や利用時間を増やすことが必ずしもよいのではなく、こどもが好きなことができる時間や家庭で過ごす時間を確保できるよう、会社側と家族の理解が必要。

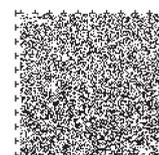




把握された課題	ヒアリング調査結果の抜粋
<p>保護者の孤立・ つながりの希薄化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経産婦と初産の方がおしゃべりできる場が欲しい。 ・園庭開放などを実施しているが、本当に孤立している家庭はなかなか利用していただけていない状況。 ・孤立した家庭や声を上げにくい保護者が増えている。 ・仕事をしている方は、親同士のコミュニティに参加する機会が少ない。 ・保護者が相談できる場所が少ない。窓口があいている時間に窓口に行くことができない。
<p>複合的な課題・ 課題の多様化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくい虐待ケースがある。 ・DVのこども世代への連鎖が課題。 ・ケアラーを「ヤング」（こども）で区切ることに違和感がある。

③子育て支援として必要なこと

把握された課題	ヒアリング調査結果の抜粋
<p>連携・協働の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代への支援を頑張っているグループ等がいくつもあるため、連携・支援できるところはどんどん進めていくべき。 ・幸手市の地域包括ケアシステムは強みの一つであるため、在宅医療だけでなく、こども家庭センターとの連携などにより事業を推進することが必要。
<p>少子化対策・ 活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が住みやすく魅力のあるまちにしていきたい。 ・少子化を少しでも減らす工夫をお願いしたい。 ・移住者に対する補助等の充実が必要。 ・「米どころ」をアピールしながら活性化してほしい。 ・農業と福祉の融合を考えてはどうか。





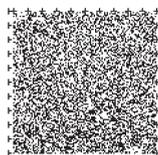
8. 課題とその解決に向けた方向性

(1) こども・若者の権利を尊重

- ・「こどもまんなか社会」を実現するため、子どもの権利の尊重と、こどもの意見表明の機会をより多く取り入れることが求められています。こどもの意見表明の一環として実施した中学生ワークショップでも、「生徒がやりたい行事を自分たちで企画し、実施するような機会がほしい」との声がありました。こども・若者が、社会の一員として意見を表明できる機会を創出し、子どもの権利のもとで、自分らしく成長できるための支援を進める必要があります。
- ・こどもが生きる力を高めていくためには、幼児教育や学校教育の充実を図り、発達段階に応じた教育を受けられる体制づくりが必要です。
- ・こどもや若者の成長を支援し、こどもが居心地よく安心して過ごせる居場所づくりを引き続き進めていくことが求められます。
- ・中学生ワークショップでは、「田植えや昔遊びなど伝統的なことを学びたい」「職場体験で仕事にふれたり、経済について学ぶ機会があるとよい」といった体験機会についての意見があり、事業者ヒアリングでも「経験不足のこどもが多いように感じる」との意見がありました。こどもは、様々な遊びやスポーツ・文化・芸術・社会活動などの体験をとおして、生きる力や他者を思いやる心を育みます。自己肯定感の向上や自己実現のための選択肢を増やすためにも、多様な体験活動の機会をこどもや若者に提供することができるよう支援を進めることが求められます。
- ・こどもが学校や日常生活で困っていることや、いのちの問題などを含む多様な悩み等があった際に、目的に応じて相談できる体制づくりを充実させていくことが求められます。

(2) 子育て家庭への支援

- ・共働き家庭等の増加により、認可保育所等や幼稚園の預かり保育、小規模保育施設等のニーズが増えています。同時に、保育サービスの質の向上や、保育士の人材確保・育成・定着も求められているため、保育サービスの充実に合わせ、安心してこどもを預けられる環境づくりを進める必要があります。
- ・社会の変化による、核家族の進展や地域コミュニティの希薄化などから、子育て当事者の孤立化が問題となっています。そのため、子育て家庭が孤立しないような支援策をより充実するとともに、相談体制の充実や周知を図ることが求められます。
- ・社会や時代、経済状況の変化による、女性の社会進出に伴い、共働き家庭の増加が進んでいます。事業者ヒアリングでは、「共働き家庭が多く、家族時間が少ない」との意見がありました。そのため、若者も子育て当事者も男女ともに働きやすい環境を構築するとともに、自分や家庭を大切に、ゆとりをもって生活が送ることができ、さらにはこどもと接する余裕が創出できるよう、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。





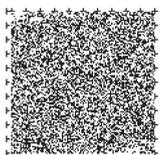
(3) 多様な支援を必要とする人への対応

- ・ ニーズ調査の子育ての不安や悩みについて、小学生児童保護者では「子育てに伴う経済的な負担が大きい」が最も高くなっています。家庭の事情に関わらず、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで、及びそのこどもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われることが求められます。
- ・ 経済的な視点では、所得の低い方など困窮層で各種サービスを知らない方の割合が、全体的に高くなっています。そのため、すべての家庭へのよりわかりやすい情報提供と、必要な支援が求められています。また、子どもの権利やヤングケアラーの周知等を進めていくことが必要です。
- ・ 障がいのあるこどもも安心して生活できるよう、全小中学校において、引き続きインクルーシブ教育を推進する必要があります。今後も社会の変化に対応しながら、障がいのあるこども向けのサービスの周知と、利用促進を図る取り組みを進めていく必要があります。

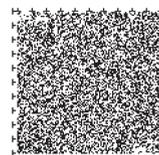
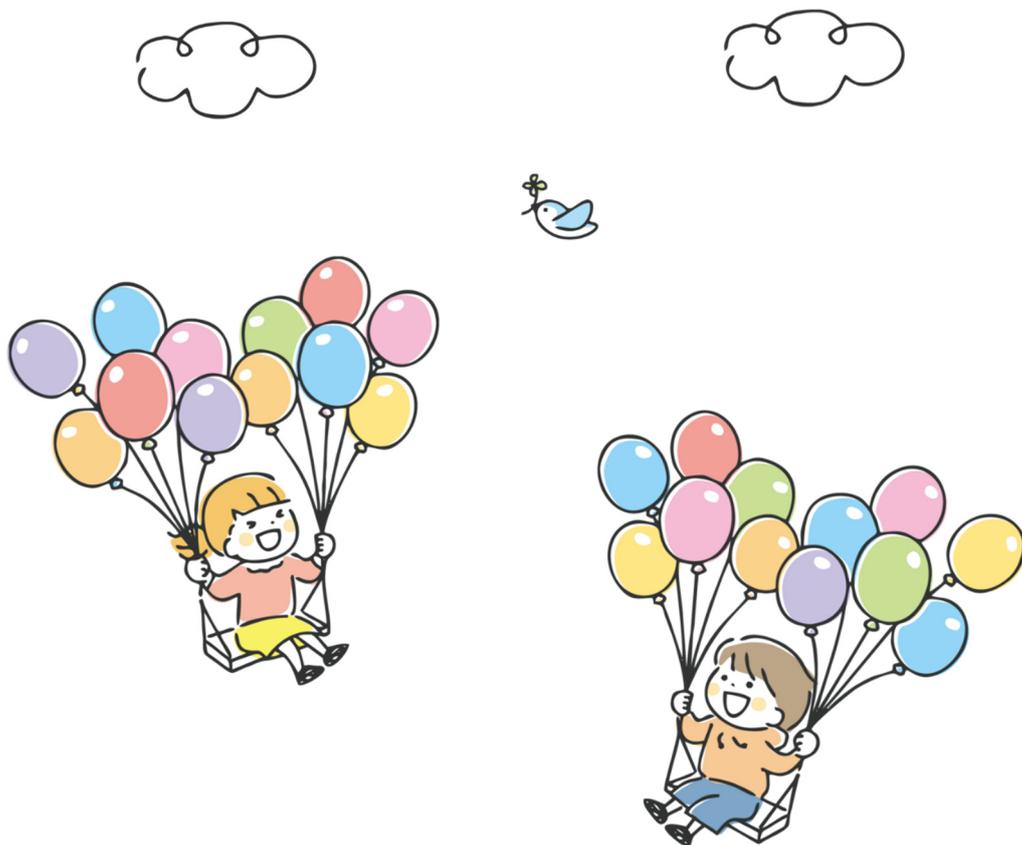
(4) 次世代を担う若者への支援

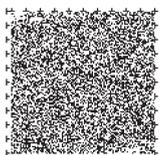
- ・ 青少年への住まいや就職の支援をより充実するなど、だれもが安心して暮らすことができる環境整備が求められています。本市の年少人口は年々減少しており、少子化が加速しています。ニーズ調査における実際のこどもの人数より理想とするこどもの人数のほうが多いという結果を受け、こどもが欲しいと望んだ場合に希望に応じて支援できるような少子化対策に取り組むことが求められます。





Ⅲ. 計画の基本的な考え方







1. 政策目標

**こども・家庭・地域が、あたたかさにふれながら、
互いに育ちあうまち**

こどもが、幸手市の豊かな自然や地域のあたたかさにふれながら、子どもの権利が保障され、自分らしくいきいきと成長できるよう支援します。また、こどもが豊かな心とたくましく生きる力を育むための教育・体験の充実や意見表明をやる場の提供、安心して学ぶことができる教育環境の整備を推進します。

子育て家庭に対しては、安心して子育てできるよう、子育てと仕事の両立支援や誰ひとり取り残されず孤独を感じないための相談体制の充実、多様な背景を抱えるこども・子育て家庭へのきめ細やかな取組を推進します。

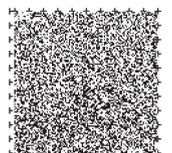
次世代を担う若者に対しては、将来に希望を持てる、暮らしやすい社会を実現するための取組を支援します。

さらに、計画を効果的に推進するため、こどもの育ちと子育てを行政や地域、社会全体が見守り、協働により支える取組を進めます。

2. 基本的な視点

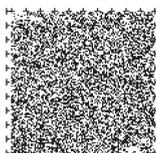
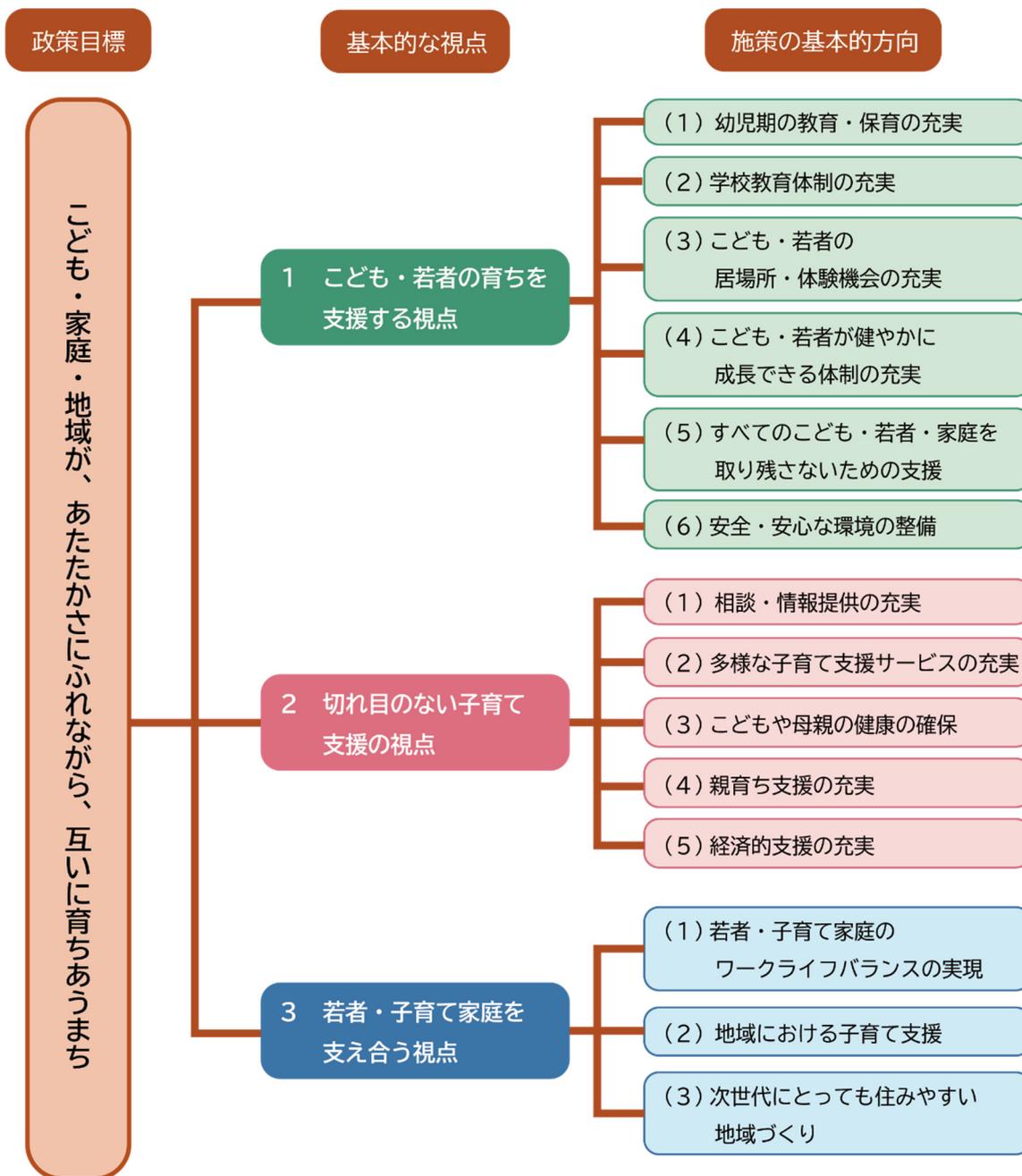
政策目標を実現するため、本市は次の3項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1	こども・若者の育ちを支援する視点
こどもの幸せを第一に考え、すべてのこどもが一人の人間として尊重され、個性や自主性を育みながら自分自身で育つ力を身につけ、健やかに成長することへの支援が必要です。	
視点2	切れ目のない子育て支援の視点
子育て支援の量的拡充と質的改善を図っていく際に、妊娠前から妊娠、出産期への切れ目のない支援を行っていくこと、こどもの発達段階に応じた保護者への伴走支援、こども本人への相談支援を行っていくことが必要です。	
視点3	若者・子育て家庭を支え合う視点
子育て支援は、子育て家庭で完結することでなく、行政や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。また、若者や子育て世代の仕事と子育て、家庭の両立の実現を推進することも必要です。	





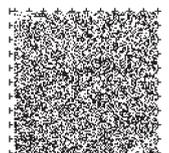
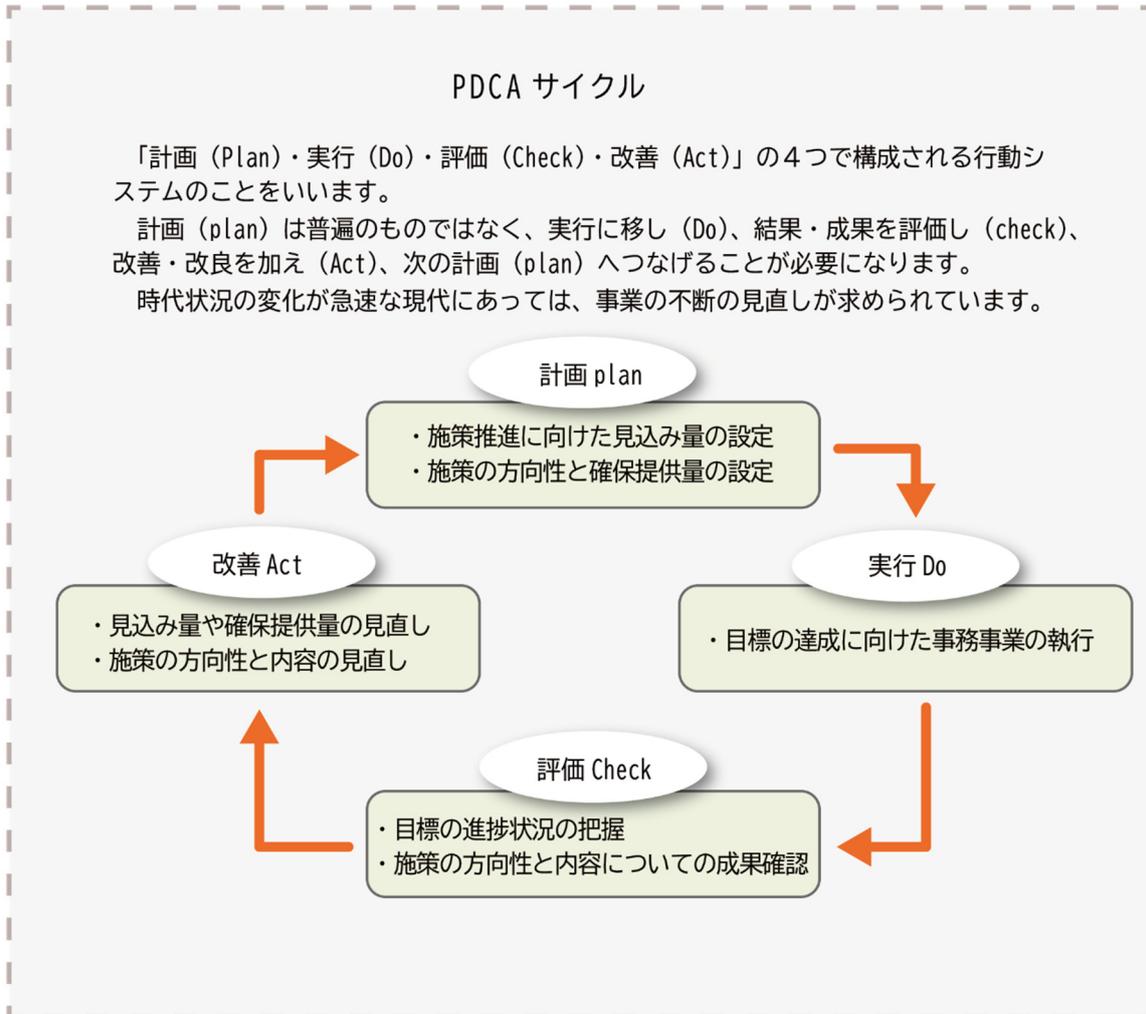
3. 計画の体系

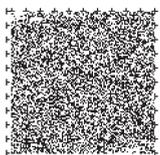




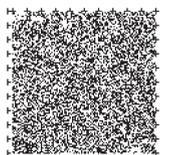
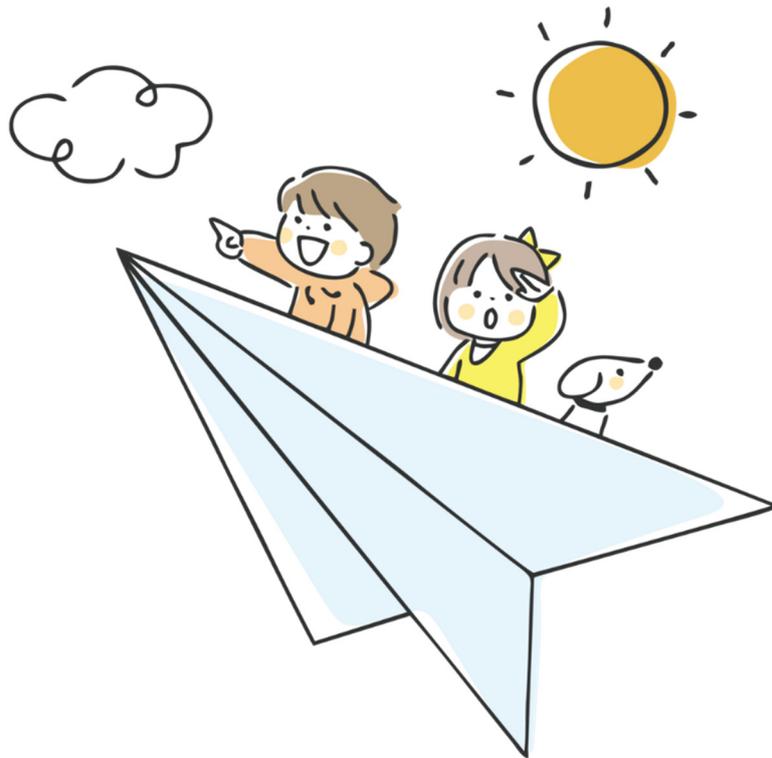
4. 計画の推進体制

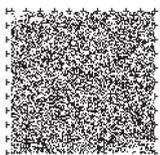
本計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルのプロセスに基づき、「幸手市児童福祉審議会」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。





IV. 施策事業の展開







基本的な視点1 こども・若者の育ちを支援する視点

《施策の基本的方向》

(1) 幼児期の教育・保育の充実

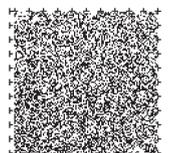
■ 方向性

乳幼児期は遊びや生活をとおして、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

すべてのこどもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の質の向上に努めます。

■ 主な施策事業

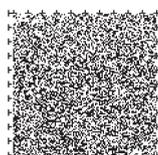
	事業名	事業内容		担当課
1	通常保育事業	● 保護者の労働または疾病等、市で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できないこどもについて市内の認可保育所で保育を行います。	継続	こども支援課
2	低年齢児保育事業	● 就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	継続	こども支援課
3	障害児保育事業	● 障がいのあるこどもについて、保護者の労働または疾病等により家庭においてこどもを保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	継続	こども支援課
4	乳児等通園支援事業	● すべてのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育所を利用できる制度を整えます。	新規	こども支援課
5	延長保育事業	● 保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	継続	こども支援課
6	一時保育事業	● 保護者が仕事や急病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できないときに、一時的にそのこどもの保育を行います。	継続	こども支援課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
7	広域保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を行います。 	継続	こども支援課
8	保育所整備・再編事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した保育施設（第一保育所と第三保育所）を統合し、新たな保育所を整備します。 	継続	こども支援課
9	幼稚園・保育所・小学校連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。 	継続	学校教育課
10	保育所入所予約事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業を取得する保護者の増加に伴い、1歳の誕生日まで育児休業を取得した後にスムーズに保育所へ入所できるよう予約制度を実施します。 	継続	こども支援課





《施策の基本的方向》

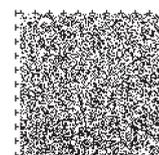
(2) 学校教育体制の充実

■ 方向性

就学後のそれぞれの時期、個々のニーズに合った教育支援の充実を図り、こどもが健やかに成長できる環境の整備を推進するとともに、すべての子どもの権利が守られるよういじめの防止対策の強化に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
11	さってアフタースクール事業	● 放課後の時間を利用し、小学生に無料で学習の機会を与え、教員のOB等の講師が指導します。	継続	学校教育課
12	市立学校コンピューター教育推進事業	● 児童・生徒が GIGA タブレット端末を効果的に活用して、生きる力を育成していけるよう、児童・生徒向け講座や教職員向け研修を一層充実させていきます。	継続	学校教育課
13	学校図書館協力員配置事業	● 児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に1人ずつ学校図書館協力員を配置します。	継続	学校教育課
14	道徳教育の充実	● 特別の教科道徳の授業の時間を要しつつ、すべての教育活動において、児童・生徒に豊かな心や道徳性が養われるよう支援や指導・助言を行います。	継続	学校教育課
15	外国青年招致事業	● 小学校の外国語活動・外国語科や中学校の英語の授業における指導がより効果的に行われるよう、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語指導助手として各小・中学校に配置します。	継続	学校教育課
16	インクルーシブ教育の充実	● 個別の教育的ニーズに対応できるよう、市内全小・中学校に特別支援学級を設置し、きめ細かな就学支援の実現を図るため、随時就学相談を行います。	新規	学校教育課
17	いじめ防止対策の推進	● いじめを未然に防止するため、市全体でいじめ対策教育に取り組み、いじめ防止の啓発として幸手市いじめ防止強化期間を設けます。	新規	学校教育課
18	部活動の地域連携に向けた指導者の配置	● こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しめる機会を確保するため、地域において持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し体験機会を創出すると同時に、学校の働き方改革を推進します。	新規	学校教育課





《施策の基本的方向》

(3) こども・若者の居場所・体験機会の充実

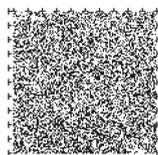
■ 方向性

こどもが様々な体験活動に参加することで興味ある事、やりたいことに気付くと同時に多様な人々と出会い、交流する機会を創出できるよう体験活動の促進に努めます。

また、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
19	児童館事業	● 就学前のこどもと保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」、「みんなでワン・ツー・スリー」、「ハッピーバースデー」、「わくわく広場（移動児童館）」、「親子DEチャレンジ」、「児童館へ行こう」の各事業を行います。	継続	こども支援課
20	おはなし会事業	● 毎月6～7回、ボランティア団体等による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施し、こどもの読書意欲の向上を図ります。	継続	社会教育課
21	放課後児童健全育成事業	● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全育成を図ります。	継続	こども支援課
22	放課後子ども教室事業	● 放課後子ども教室の開設により、地域住民との交流活動を促進し、こどもの学習機会及び体験機会の提供を行います。	継続	社会教育課
23	夏休み子ども向け講座事業	● 小学生の夏休みの余暇の利用方法として、公民館での講座を提供します。	継続	社会教育課
24	こどもの居場所の創出	● こどものサードプレイスとなる居場所を創出することで、人とのつながりや教育・体験機会を通じてこどもの自己肯定感を育み、貧困や孤独の解消を図ります。	新規	こども支援課
25	子ども大学さって事業	● 郷土の特徴や魅力を知るとともに、地域の大学や関係団体と連携し、専門的な講義や体験を通じてこどもの知的好奇心や探究心を育みます。	新規	社会教育課
26	職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業）	● 中学校期における様々な職場での体験活動をとおして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	継続	学校教育課





《施策の基本的方向》

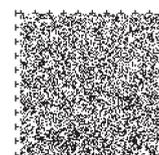
(4) こども・若者が健やかに成長できる体制の充実

■ 方向性

こどもが豊かな心を育み、健やかに成長できる環境の整備に努めます。
また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者一人ひとりが、安心して意見を表明し自分らしさを表現できる機会の創出に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
27	ブックスタート事業	● 4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、専用布袋等をセットで配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせをとおして、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	継続	社会教育課
28	セカンドブック事業	● 小学校に入学した児童に、図書館司書が選んだ本を配布し、図書への親しみを育み、読書の啓発を図ります。	継続	社会教育課
29	スポーツ少年団支援事業	● スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	継続	社会教育課
30	心すこやか支援室設置事業	● 不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ社会的自立に向けて学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を行います。	継続	学校教育課
31	青少年問題協議会	● 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策のための調査・審議・行政機関相互の連絡調整を行います。	継続	社会教育課
32	青少年健全育成事業	● 青少年育成推進員（県民会議による委嘱 15名）の事業の一環として、学校訪問や各種啓発活動を行います。	継続	社会教育課
33	青少年活動団体支援事業	● 次代を担う青少年の健全育成のために活動している団体のより一層の充実を図られるよう支援を行います。	継続	社会教育課
34	子ども議会等の意見表明の機会の充実	● 市内の小・中学生から「笑顔で暮らせるまち・さって」をテーマに意見や要望を提案してもらうことで、自分の住むまちの姿を改めて見つめ、まちづくりへの関心をより深めます。	拡充	秘書課
35	広島市平和記念式典派遣事業	● 平和都市宣言を行った幸手市の将来を担う青少年に、平和の大切さを改めて理解してもらうために、広島市が行う「平和記念式典」に参加します。	継続	人権推進課





《施策の基本的方向》

(5) すべての子ども・若者・家庭を取り残さないための支援

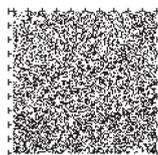
■ 方向性

こどもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め地域の連携や協力を図ります。

また、配慮が必要な子どもが身近な地域で生活でき、自身の発達に応じたサービスを受けられるようにするなど、総合的な取り組みを推進します。

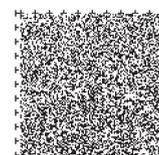
■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
36	要保護児童対策地域協議会事業	● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）、実務者会議（月1回）、個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と適切な支援を行います。	継続	こども支援課
37	療育事業（ことばの教室）	● 乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる就学前のこどもに、継続的個別指導を行います。	継続	こども支援課
38	療育事業（母と子の幼児学級）	● 乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる就学前のこどもとその親に、集団での療育的指導を行います。	継続	こども支援課
39	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業	● こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師、ヘルパー等が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言、家事援助などを行います。	継続	こども支援課
40	私立幼稚園の障がい児受入支援	● 私立幼稚園に対し、障がい児を受け入れるための支援を行います。	継続	こども支援課
41	スクールサポート事業	● 教育支援員を配置し、児童・生徒の学校生活の充実と学習環境の向上を図ります。	継続	学校教育課
42	指定障害福祉サービス（居宅介護・行動援護）	● 自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。	継続	社会福祉課
43	指定障害福祉サービス（短期入所）	● 自宅で介護を行う人が病気の場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	継続	社会福祉課





	事業名	事業内容		担当課
44	指定障害児福祉サービス（放課後等デイサービス）	● 学校の授業終了後や休校日に施設に通所し、生活能力向上に必要な訓練や社会交流促進の支援を行います。	継続	社会福祉課
45	指定障害児福祉サービス（児童発達支援）	● 日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	継続	社会福祉課
46	日中一時支援事業	● 家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	継続	社会福祉課
47	移動支援事業	● 屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促します。	継続	社会福祉課
48	日常生活用具給付等事業	● 在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具費の給付を行います。	継続	社会福祉課
49	相談支援体制の充実	● 障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安に対して、身近なところで相談、助言・指導、情報提供が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。	新規	社会福祉課
50	難聴児補聴器購入費助成事業	● 身体障害者手帳の交付を受けられない軽・中等度の難聴児の補聴器購入を支援するため、購入費の一部を助成します。	継続	社会福祉課
51	新たな人権課題（ヤングケアラー、LGBTQ+等）の理解啓発	● 市内各小・中学校の全教職員を対象に研修会を実施します。また、情報モラルに関して、市内全小・中学校にてデジタル・シティズンシップの講座を実施します。	新規	学校教育課 人権推進課





《施策の基本的方向》

(6) 安全・安心な環境の整備

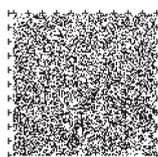
■ 方向性

こどもたちを交通事故や犯罪から守る活動を、保育所、幼稚園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、こどもと親が安心して外出できる環境の整備を進め、こどもを取り巻く生活環境の整備に努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
52	交通安全教室事業	● 保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	継続	くらし防災課
53	子どもの交通事故防止対策事業	● 新入学児童に交通安全帽子及びランドセルカバーを配布し、交通事故防止を図ります。	継続	くらし防災課
54	小学校新入学児への防犯ブザーの配布	● こどもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	継続	学校教育課
55	こども 110 番の家等推進事業	● 「こども 110 番の家」の設置やこどもが安心・安全に地域ぐるみで取り組むための連絡及び調整を行います。	継続	学校教育課
56	非行防止パトロール	● 青少年有害環境浄化活動の一環として、たまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的に行い、青少年に対する声かけ運動や有害図書等について関係機関への情報提供を行います。	継続	社会教育課
57	非行防止キャンペーン活動	● 青少年健全育成啓発活動の一環として、青少年育成推進員により、「青少年の非行・被害防止特別強調月間」の期間中に街頭にて啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	継続	社会教育課
58	公園維持管理事業	● 市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	継続	都市計画課
59	簡易児童遊園整備事業	● 身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	継続	こども支援課





基本的な視点2 切れ目のない子育て支援の視点

《施策の基本的方向》

(1) 相談・情報提供の充実

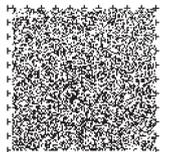
■ 方向性

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、妊娠・出産・子育てに対する様々な不安や心配事を相談できる環境づくりに努めます。

また、こども・若者本人が日頃生活する中で抱える悩みや相談事を気軽に相談できる体制整備を進めます。

■ 主な施策事業

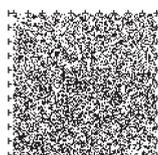
	事業名	事業内容		担当課
60	こども家庭センター運営事業	● 子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、児童及び妊産婦等に対して必要な実情の把握や情報の提供、相談対応、母子保健事業の実施等、包括的な支援を実施します。	新規	こども支援課
61	子育て支援情報提供事業	● 子育てに役立つ情報を収集し、ガイドブックの作成や市ホームページへの掲載による情報提供を行います。	継続	こども支援課
62	保育ネット情報事業	● 市ホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	継続	こども支援課
63	家庭児童相談事業	● こどもに関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	継続	こども支援課
64	心理相談事業	● 1歳6か月児及び3歳5か月児健診時に、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、公認心理士が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	継続	こども支援課
65	利用者支援事業	● こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援を行います。	新規	こども支援課
66	母子健康相談事業	● 育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	継続	こども支援課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
67	かるがも相談	● 発達面や、関わり方、育児などについて、不安や心配事がある乳幼児（未就学児）と保護者に対し、公認心理師が相談に応じます。	新規	こども支援課
68	乳幼児発達相談事業	● 成長発育に不安や心配事がある乳幼児（未就学児）と保護者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。	継続	こども支援課
69	発達支援巡回事業	● 発達障害に対して専門的な知識を有する者が市内の保育所や幼稚園等を巡回し、保育士等に対して発達障害児及びその保護者への支援手法についての助言・指導を行います。	新規	こども支援課
70	若者の相談体制充実	● 若者が悩みを抱えやすい、就労に関することや生活や学校に関すること（ひきこもり・不登校・中途退学など）、家族に関する事など、日常生活の中での悩みや心配ごとに対し、相談員が相談に応じます。	新規	学校教育課 社会福祉協議会
71	教育相談	● 小中学生、卒業生に対し、不登校・非行問題・交友関係・親子関係・進路問題など、生活全般にわたる不安や悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。	新規	学校教育課





《施策の基本的方向》

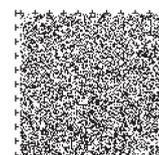
(2) 多様な子育て支援サービスの充実

■ 方向性

家族の形態、保護者の就労状況をはじめ、価値観や生活様式の多様化に伴い、子育て支援サービスのニーズも多様化しています。ニーズを正確に把握し、子育て支援サービスの充実に努めます。

■ 主な施策事業

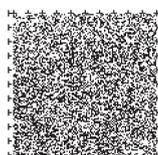
	事業名	事業内容		担当課
72	ファミリー・サポート・センター事業	● 子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行います。	継続	こども支援課
73	病児保育事業	● 病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難なこどもを、看護師等が一時的に保育を行います。	継続	こども支援課
74	子どものショートステイ事業	● 家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行います。	継続	こども支援課
75	紙おむつ用ごみ袋支給事業	● 市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	継続	こども支援課
76	保育所世代間交流事業	● 地域の中で世代の異なる、小学生、中学生、高校生など、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育みながら保育所と地域の連携を図ります。	継続	こども支援課
77	親参加型行事の推進	● 保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加し、保育の様子を参観する機会を設けます。	継続	こども支援課
78	すこやか子育て講座	● 来年度小学1年生となる未就学児の保護者を対象とした講座。親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供し、子育ての喜びや悩みなどを他の保護者と共有し、子育ての孤立化を防ぎ、家庭の教育力向上を図ります。	継続	社会教育課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
79	多様な主体の参入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。 	継続	こども支援課
80	出産・子育て応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、必要な支援を行う「伴走型相談支援」と、出産や子育てにかかわる費用の負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に行うことで、安心して子育てできる体制を整備します。 	新規	こども支援課





《施策の基本的方向》

(3) こどもや母親の健康の確保

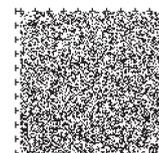
■ 方向性

すべてのこどもと子育て当事者の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導をとおした育児不安の軽減に努めます。

また、安心してこどもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

■ 主な施策事業

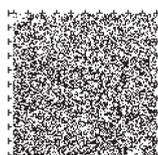
	事業名	事業内容		担当課
81	母子健康手帳の交付	● 妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	継続	こども支援課
82	産婦健康診査事業	● 産後の「からだ」と「こころ」の健康状態を把握するため、産婦健康診査に必要な経費を助成することにより、安心して子育てできる体制を確保します。	新規	こども支援課
83	妊婦一般健康診査事業	● 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。	継続	こども支援課
84	母子訪問事業	● 妊産婦とその家族、子育て世帯の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産・育児ができるよう、ハイリスク妊産婦や育児支援の必要な家庭に保健師が訪問します。また、特に支援が必要と認められる家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言を行います。	継続	こども支援課 健康増進課
85	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	● 新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	継続	こども支援課
86	乳幼児健診事業	● 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳5か月児及び5歳児を対象に健診を実施し、疾病・障がい等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。未受診児は保健師が家庭訪問を行います。	継続	こども支援課
87	予防接種事業	● 感染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、予防接種を行います。	継続	健康増進課



IV.施策事業の展開



	事業名	事業内容		担当課
88	小児二次救急医療対策事業	● 平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関（東部地区の小児医療群輪番制）に、二次救急診療を委託して行います。	継続	健康増進課
89	冬季小児休日診療事業	● インフルエンザ等が猛威を振るう冬の間、日曜・祝祭日の午前に小児科による在宅当番診療を委託して行います。	継続	健康増進課
90	食育の推進	● 乳幼児健診や食育教室、給食だより、授業などを通じて、成長に必要な栄養素が摂れる食事についての情報を提供します。	新規	健康増進課 こども支援課 教育総務課
91	地産地消事業	● 幸手産米、野菜等を学校給食に活用します。	継続	教育総務課





《施策の基本的方向》

(4) 親育ち支援の充実

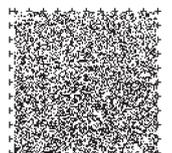
■ 方向性

こどもが健やかに成長するために、子育て当事者が良好な親子関係の形成、こどもとの関わり方について理解を深め、親としての自覚、自信を高めることが求められます。

すべての親が、こどもが生まれる前から親としての自覚が芽生え、子育てについて抱え込むことがないよう、学びの場の提供や寄り添い支え合える関係づくりの支援を進めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
92	母子健康教育事業	● 妊娠・出産・育児に関する基本的な知識や技術を学ぶことにより、子育てへの不安軽減を図ります。両親が協力して子育てしていくための役割等の相互理解や乳幼児期の発達に応じた子育てを学ぶ教室等を実施します。	継続	健康増進課
93	母と子の幼児学級	● ことばの遅れやしつけが気になる就学前のお子さんと保護者を対象に、言語聴覚士、公認心理師を中心とした指導員による遊びをとおして、こどもの発育、発達を手助けすることを目的としています。	新規	こども支援課
94	家庭教育学級	● 親が親としての力を高め、自信を持って子育てするため、子育てやしつけについて学んだり、こどもを持つ親同士が集まり、交流・信頼を深め、子育てを学び励まし合う仲間づくりの支援を行います。	継続	社会教育課





《施策の基本的方向》

(5) 経済的支援の充実

■ 方向性

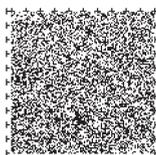
保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図ります。

特に経済的支援が求められるひとり親家庭や多子世帯、障がい児を持つ家庭に対しては、親と子で豊かな家庭を築き、安定した日常生活が営めるように経済的な支援の充実に努めます。

ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援を促進します。

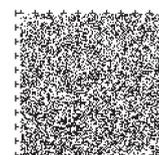
■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
95	児童手当支給事業	● 児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人 15,000 円、3歳以上児童は一人 10,000 円、年齢に関わらず第3子以降は一人 30,000 円を支給します。	継続	こども支援課
96	児童扶養手当支給事業	● 児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して手当を支給します。	継続	こども支援課
97	子ども医療費支給事業	● 市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの児童の医療費の一部負担金を支給します。	継続	こども支援課
98	ひとり親家庭等医療費支給事業	● 市条例により、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者を養育する母や父及び養育者に対して、医療費一部負担金を支給します。	継続	こども支援課
99	未熟児養育医療給付事業	● 未熟児に対して、指定養育医療機関に入院が必要な場合、その入院治療に必要な医療費を給付します。	継続	こども支援課
100	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（教育訓練給付金）	● 母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の一部を支給します。	継続	こども支援課
101	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）	● 母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、2年を限度とする期間「訓練促進給付金」を支給します。	継続	こども支援課
102	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（養育費確保支援事業補助金）	● 養育費の取り決めに係る公正証書作成経費、養育費保証契約締結経費及び裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費に対し補助金を支給します。	新規	こども支援課





	事業名	事業内容		担当課
103	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業（受験料、模試費用補助金）	●ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対して、模試費用や大学等の受験料の補助を行います。	新規	こども支援課
104	多子世帯保育料免除制度	●多子世帯の経済的負担を軽減し、第3子以降のこどもをもうける動機付けとするため、第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している場合の保育料を免除します。	新規	こども支援課
105	幼児教育・保育の無償化	●子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3～5歳のこども及び0～2歳の住民税非課税世帯のこどもを対象に幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料（保育料）を無償化します。	新規	こども支援課
106	就学援助・特別支援教育就学奨励事業	●経済的理由により就学困難な義務教育児童・生徒の保護者に対し、援助を行います。	継続	学校教育課
107	学校給食費補助事業	●保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、市内小・中学校及び特別支援学校（小学部・中学部）に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者に給食費を補助します。 ※学校給食費無償化事業が事業化した場合は廃止	継続	教育総務課
108	学校給食費無償化事業	●物価高騰などによる保護者の負担を軽減するため、市内小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化します。 ※令和8年度以降事業化予定	新規	教育総務課
109	入学準備金貸付事業	●市内に居住していて、高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えます。	継続	学校教育課
110	実費徴収に伴う補足給付事業	●施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成します。	継続	こども支援課
111	ハッピー・スマイル（米）ル推進事業	●未就学児のいる世帯に幸手産米を配付することで、経済的な子育て支援及び市内農業者支援に寄与します。	新規	こども支援課
112	フードドライブ事業	●家庭で余っている食品を集め、生活困窮世帯や支援を必要としている福祉施設・団体に寄付しています。	新規	こども支援課 環境課 社会福祉協議会





基本的な視点3 若者・子育て家庭を支え合う視点

《施策の基本的方向》

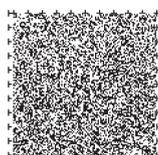
(1) 若者・子育て家庭のワークライフバランスの実現

■ 方向性

若者や子育て当事者が、就労に関する不安を感じたり、仕事との両立に悩むことなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもを産み、育てる環境を整備するため、多様な子育て支援、就労支援を推進していきます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
113	男女共同参画推進事業	● 男女の人権が尊重され、ともに自立したパートナーとしてあらゆる分野に対等に参画できる、活力ある男女共同参画社会の実現のため、情報紙「モア」（年1回）の発行や、女と男の共生セミナー（年1回）等を行います。	継続	人権推進課
114	男性の育児休暇取得の促進	● 男性の育児休暇取得、家事・育児への参画を促進するため、市内企業に対し、育児休暇制度や多様で柔軟な働き方を推進するための情報提供や広報・PRを行います。	新規	商工観光課 幸手市商工会
115	ふるさとハローワーク	● 就労支援のため、ふるさとハローワークを設置し、求人求職相談や企業とのマッチング支援を行っています。	新規	商工観光課





《施策の基本的方向》

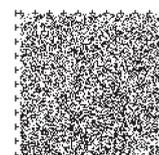
(2) 地域における子育て支援

■ 方向性

子育て中の親子が仲間づくりや地域の人々とのつながりを持つことや、地域における育児の相互援助活動の活性化等を推進し、子育てをみんなで支える環境づくりに努めます。

■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
116	地域子育て支援拠点事業	● 市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座などを行います。	継続	こども支援課
117	子育て支援協働事業	● 市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	継続	こども支援課
118	子育てサークル育成事業	● こどもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	継続	こども支援課
119	保育所開放事業	● 少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分に理解してもらうため、保育所の開放を行います。	継続	こども支援課
120	地域交流推進事業	● 各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	継続	学校教育課
121	コミュニティ・スクール事業	● 地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校運営協議会委員を委嘱します。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校づくり」を推進します。	継続	学校教育課
122	産後ケア事業	● 家族等から十分な育児や家事の援助が受けられず、産後体調不良や育児不安等のある母子に、宿泊や訪問で保健指導や育児指導等による支援を行います。	継続	こども支援課



IV. 施策事業の展開



《施策の基本的方向》

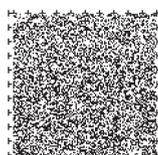
(3) 次世代にとっても住みやすい地域づくり

■ 方向性

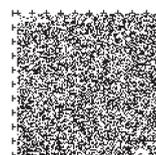
次世代を担う若い世代が、「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、自らの主体的な選択により結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支援できるよう努めます。

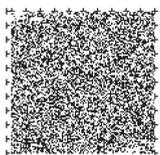
■ 主な施策事業

	事業名	事業内容		担当課
123	不妊検査費・不育症検査費助成事業	● 出産・育児・子育て支援の一環として、不妊検査・不育症検査を受けた方を対象に、検査費用の一部を助成します。	新規	健康増進課
124	出会いの機会の支援	● 若い世代の結婚の希望をかなえるため、市の地域資源を有効に活用し、男女の出会いを支援します。	新規	政策課
125	移住支援補助事業	● 若年層が幸手市へ転入するきっかけとするため、若者夫婦世帯が初めて住宅を取得した際に、建物価格の一部を補助します。	新規	政策課



V.子ども・子育て支援事業計画

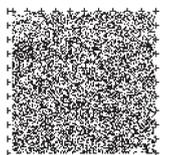
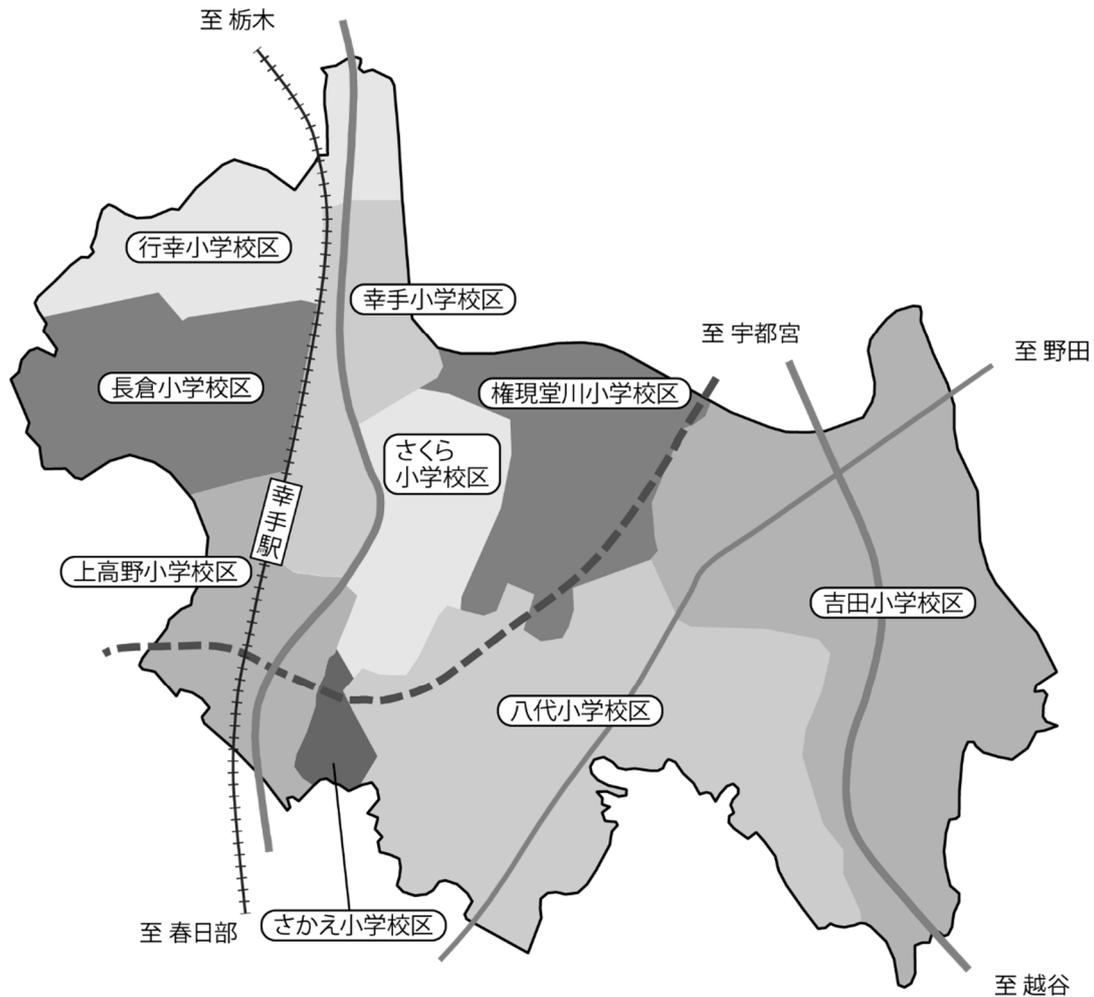






1. 教育・保育提供区域の設定

本市では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。





2. 幼児期の学校教育・保育

認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、利用者の「認定区分」に応じて利用可能な幼児期の学校教育・保育施設が区分されます。

本計画では、以下の「認定区分」ごとに幼児期の学校教育・保育の確保提供量を計画します。

幼児期の学校教育・保育に関する認定区分

算出区分	区分の概要	該当する施設・事業
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない、満3歳以上就学前の子ども 教育標準時間：4時間	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける、満3歳以上就学前の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける、満3歳未満の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

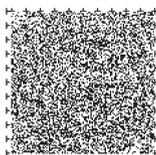
各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）

アンケート調査による認定こども園や保育所の現在の利用状況、今後の利用希望、母親の就労希望、計画期間の児童人口推計に基づき、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを推計しました。以下の認定区分ごとの量の見込みを計画期間の目標事業量とします。

幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み

単位：人

認定区分	対象年齢	量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3-5歳児	603	603	588	588	588
2号認定	3-5歳児	226	225	218	218	218
3号認定	0歳児	39	40	40	42	42
	1歳児	84	83	82	83	83
	2歳児	81	82	83	80	80





(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）

保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子どもが対象です。

幼稚園の見込み量と確保提供量

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	603	603	588	588	588
②確保提供量	889	889	889	889	889
差異（②-①）	286	286	301	301	301

(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）

保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子どもが対象です。

認可保育所等の見込み量と確保提供量（2号認定）

単位：人

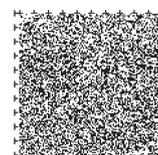
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	226	225	218	218	218
②確保提供量	278	278	278	278	278
保育所	239	239	239	239	239
認定こども園	39	39	39	39	39
差異（②-①）	52	53	60	60	60

保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子どもが対象です。

認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：0歳）

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	39	40	40	42	42
②確保提供量	42	42	42	42	42
保育所	36	36	36	36	36
認定こども園	-	-	-	-	-
地域型保育事業	6	6	6	6	6
差異（②-①）	3	2	2	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：1歳）

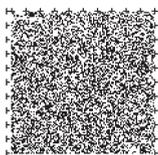
単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	84	83	82	83	83
②確保提供量	82	82	82	82	82
保育所	68	68	68	68	68
認定こども園	8	8	8	8	8
地域型保育事業	6	6	6	6	6
差異（②-①）	△2	△1	0	△1	△1

認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：2歳）

単位：人

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計利用者	81	82	83	80	80
②確保提供量	138	138	138	138	138
保育所	78	78	78	78	78
認定こども園	12	12	12	12	12
小規模保育施設	6	6	6	6	6
地域型保育事業	42	42	42	42	42
差異（②-①）	57	56	55	58	58



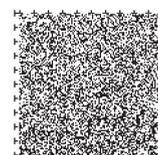


3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法の規定により市町村が実施する以下の19事業を指します。

地域子ども・子育て支援事業の一覧

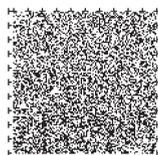
事業名	事業の概要	掲載頁
1 利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	85. 86
2 延長保育事業	保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間で、保育所、認定こども園等において、引き続き保育を実施する事業	87
3 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の労働等による留守家庭の小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館、公民館等で適切な遊び及び生活の場を与えることで、健全な育成を図る事業	88
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育を行う事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業）	89
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業	90
6 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況や生活環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する不安や悩みの相談、情報提供を行う事業	91
7 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業	92
8 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	93
9 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	94. 95
10 病児保育事業	家庭での保育が困難な病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業	96
11 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	97



V.子ども・子育て支援事業計画



事業名	事業の概要	掲載頁
12 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	98
13 産後ケア事業	産後に必要な休養を取りながら、安心して育児ができるよう、医療機関や自宅等で専門職のサポートを受けられる事業	99
14 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る費用を助成する事業	100
15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	100
16 乳児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育所を利用できる事業	101
17 子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業	102
18 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業	102
19 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業	102





(1) - 1 利用者支援事業（基本型）

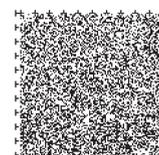
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	利用者支援事業（基本型）
事業概要	<p>地域子育て支援拠点等において、子育て家庭等から相談を受け、個別のニーズ等を把握し、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用について、助言や支援を行います。</p> <p>地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、必要な社会資源の開発等を行います。</p>
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～未就学児
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

利用者支援事業（基本型）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保提供量（か所）	1	1	1	1	1



V.子ども・子育て支援事業計画



(1) -2 利用者支援事業（こども家庭センター型）

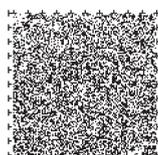
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	こども家庭センター運営事業
事業概要	子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、児童及び妊産婦等に対して必要な実情の把握や情報の提供、相談対応、母子保健事業の実施等、包括的な支援を実施します。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保提供量（か所）	1	1	1	1	1





(2) 延長保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	延長保育事業
事業概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を超えて保育を行います。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

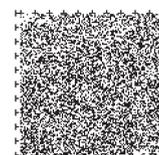
延長保育事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数（人）	168	148	142	95	131

③量の見込みと確保提供量

延長保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	581	581	581	581	581
②確保提供量（人） （か所）	581 5	581 5	581 5	581 5	581 5
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	放課後児童健全育成事業
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	小学生
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

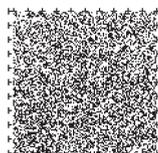
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用人数合計（人）	376	385	404	412	404
低学年（人）	240	261	289	286	253
高学年（人）	136	124	115	126	151

③量の見込みと確保提供量

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	525	525	405	405	405
②確保提供量（人）	525	525	405	405	405
（か所）	12	12	9	9	9
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(4) 子育て短期支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子どものショートステイ事業
事業概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

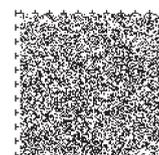
子育て短期支援事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	7	0	0	0	0

③量の見込みと確保提供量

子育て短期支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ人数)	5	5	5	5	5
②確保提供量 (延べ人数)	35	35	35	35	35
(か所)	2	2	2	2	2
差異 (②-①)	30	30	30	30	30



V.子ども・子育て支援事業計画



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師等が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

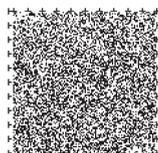
乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
対象人数（人）	189	183	183	179	180

③量の見込みと確保提供量

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	180	180	178	178	176
②確保提供量（人）	180	180	178	178	176
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(6) 妊婦等包括相談支援事業

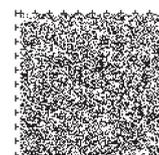
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦等包括相談支援事業
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
推計方法	乳児家庭全戸訪問事業の数値を基に算出しました。
対象者	妊婦
推計単位	相談人数（人）

②量の見込みと確保提供量

妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人）	540	540	534	534	528
②確保提供量（人）	540	540	534	534	528
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(7) 養育支援訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	養育支援訪問事業
事業概要	養育が特に必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な事業を行うほか、「要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関と連携強化、児童の虐待予防と早期発見・早期対応を図る事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	養育支援訪問実件数（件）・要保護児童家庭訪問実件数（件）

②事業実績の推移

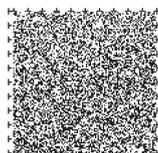
養育支援訪問事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
養育支援訪問 実件数（件）	19	40	29	24	50
要保護児童家庭訪問 実件数（件）	23	36	39	43	31
合計（件）	42	76	68	67	81

③量の見込みと確保提供量

養育支援訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（件）	95	95	95	95	95
②確保提供量（件）	95	95	95	95	95
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(8) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	未就園児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

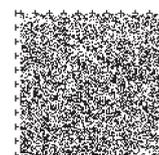
地域子育て支援拠点事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	3,717	6,781	10,049	13,160	12,000

③量の見込みと確保提供量

地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ人数)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②確保提供量 (延べ人数)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(か所)	3	3	3	3	3
差異 (②-①)	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(9) - 1 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
事業概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なります。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育） 実績の推移

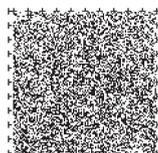
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	39,606	38,299	35,163	31,701	31,468

③量の見込みと確保提供量

一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	8,930	8,930	8,930	8,930	8,930
②確保提供量（延べ人数） （か所）	8,930 1	8,930 1	8,930 1	8,930 1	8,930 1
差異（②-①）	0	0	0	0	0

※本事業における量の見込みと確保提供量については、「一時預かり（幼稚園型）」を記載しております。





(9) - 2 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園の預かり保育以外）
事業概要	日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業です。
推計方法	アンケート結果を基に算出しました。
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

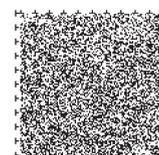
一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	737	1,039	1,306	1,861	1,646

③量の見込みと確保提供量

一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
②確保提供量（延べ人数）	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
（か所）	5	5	5	5	5
差異（②-①）	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765



V.子ども・子育て支援事業計画



(10) 病児保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	病児保育事業
事業概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

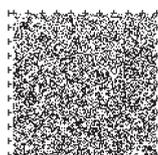
病児保育事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	2	39	85	134	104

③量の見込みと確保提供量

病児保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	160	155	151	148	145
②確保提供量（延べ人数）	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
差異（②-①）	1,577	1,582	1,586	1,589	1,592





(11) 子育て援助活動支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

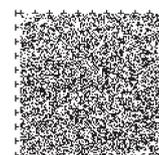
子育て援助活動支援事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の利用延べ人数	1,398	1,412	1,613	1,186	1,200

③量の見込みと確保提供量

子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延べ人数）	1,200	1,225	1,250	1,275	1,300
②確保提供量（延べ人数）	1,200	1,225	1,250	1,275	1,300
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(12) 妊婦健康診査

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦一般健康診査
事業概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象年齢	妊婦
推計単位	健診延べ回数

②事業実績の推移

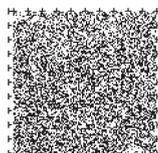
妊婦健康診査 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
健診延べ回数(回)	2,426	2,416	2,202	2,156	2,000

③量の見込みと確保提供量

妊婦健康診査の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ回数)	2,520	2,520	2,492	2,492	2,464
②確保提供量(延べ回数)	2,520	2,520	2,492	2,492	2,464
差異(②-①)	0	0	0	0	0





(13) 産後ケア事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	産後ケア事業
事業概要	産後体調不良や育児不安等のある母子に、医療機関等への日帰り又は宿泊や利用者の自宅において、助産師等看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、保健指導や育児指導、家事援助による支援を受けられる事業です。
推計方法	過去の数値を基に算出しました。
対象者	母親及び乳児
推計単位	利用人日

②事業実績の推移

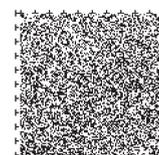
産後ケア事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ショートステイ型（人日）	0	0	4	0	3
デイサービス型（人日）	0	0	1	0	3
訪問型（人日）	48	25	12	20	32
合計（人日）	48	25	17	20	38

③量の見込みと確保提供量

産後ケア事業の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）	42	44	46	48	48
②確保提供量（人日）	42	44	46	48	48
差異（②-①）	0	0	0	0	0



V.子ども・子育て支援事業計画



(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
事業概要	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用の助成を行います。
推計方法	過去の実績を基に算出しました。
対象者	満3歳～未就学児
推計単位	年間の助成延べ人数

②事業実績の推移

実費徴収に係る補足給付事業 実績の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間の助成延べ人数	424	553	557	629	616

③量の見込みと確保提供量

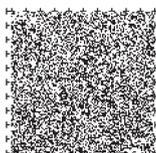
実費徴収に係る補足給付の量の見込みと確保提供量

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延べ人数)	483	483	483	483	483
②確保提供量(延べ人数)	483	483	483	483	483
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	多様な主体の参入促進事業
事業概要	<p>新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。</p> <p>認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置します。</p> <p>認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援(私学助成対象外の施設)をします。</p>





(16) 乳児等通園支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児等通園支援事業
事業概要	保育所などの施設において、満3歳未満の児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 ※令和8年度より事業化
推計方法	当該年齢で、いずれかの保育サービスを利用しない人の人数をもとに算出しました。
対象年齢	0歳～満3歳未満
推計単位	利用人月

②量の見込みと確保提供量

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 0歳児

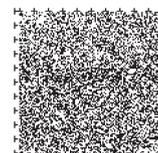
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人/月)	—	12	12	18	18
②確保提供量(人/月)	—	12	12	20	20
差異(②-①)	—	0	0	2	2

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人/月)	—	18	18	27	28
②確保提供量(人/月)	—	18	18	30	30
差異(②-①)	—	0	0	3	2

乳児等通園支援事業の量の見込みと確保提供量 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人/月)	—	18	18	27	28
②確保提供量(人/月)	—	18	18	30	30
差異(②-①)	—	0	0	3	2



V.子ども・子育て支援事業計画



(17) 子育て世帯訪問支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業概要	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、相談対応や家事・育児等の支援を行う事業です。
対象者	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
事業の方向性	今後実施を検討します。

(18) 児童育成支援拠点事業

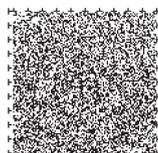
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	児童育成支援拠点事業
事業概要	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に行う事業です。
対象者	養育環境等に課題を抱える児童や家庭等
事業の方向性	今後実施を検討します。

(19) 親子関係形成支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	親子関係形成支援事業
事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、必要な支援を行う事業です。
対象者	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等
事業の方向性	今後実施を検討します。





4. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

(1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれるため、現在すでに日本語を話せない方向けに翻訳機を保育園等で活用していますが、引き続きICT機器を活用した支援を充実します。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、以下の取組を行います。

① 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教諭との連携をより充実します。

② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

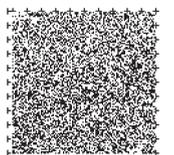
幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。

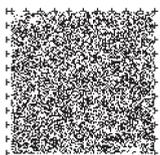
③ 第三者評価の受審による運営改善

保育所・認定こども園に対しては、埼玉県福祉サービス第三者評価の積極的な受審を促進します。また、幼稚園については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」のさらなる周知を図ります。

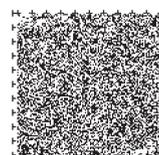
④ 適切な監査等の実施

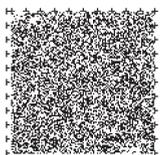
法令に基づき実施する監査については、埼玉県と連携を図りながら、教育・保育の質の向上をより図ることが出来るよう、引き続き適切な監査等を行います。





資料編

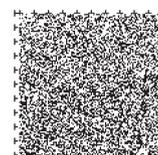






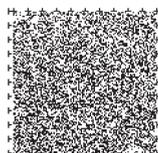
1. 計画の策定経過

	日時	項目	内容
令和5年度	令和6年 2月27日(火)	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績及び令和5年度実績見込みについて (2) 幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について
令和6年度	令和6年 3月19日(火)～ 4月15日(月)	幸手市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	就学前児童を持つ保護者：1,038人 小学生児童を持つ保護者：1,534人 郵送配布・郵送またはWEB回答により実施
	令和6年 5月21日(火)	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第3期幸手市子ども・子育て支援事業計画策定に係る幸手市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果(速報)について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るワークショップ概要(案)について
	令和6年 7月17日(水)	子供の意見聴取 (中学生ワークショップ)	幸手市立幸手中学校：7名 幸手市立西中学校：8名 幸手市立東中学校：5名 意見交換 (1) 中学生の皆さんから見た現状(幸手市の現状・魅力・課題について) (2) 将来像について (3) 「やりたいこと」「必要な取り組み」について
	令和6年 7月19日(金) 8月6日(火) 8月20日(火) 8月28日(水) 8月29日(木) 8月30日(金)	団体・事業者ヒアリング	①幼稚園：2か所 ②保育所：2か所 ③放課後児童クラブ(学童)：4か所 ④放課後等デイサービス：1か所 ⑤子育て支援団体：5団体





	日時	項目	内容
令和6年度	令和6年 10月31日(木)	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(第3期幸手市子ども・子育て支援事業計画)策定について
	令和6年 12月23日(月)	第3回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(素案)について (2) 教育・保育施設の利用定員の設定に対する意見について
	令和7年 1月15日(水)～ 2月7日(金)	パブリックコメントの実施	幸手市こども計画(素案)の意見募集 閲覧場所: 幸手市役所本庁舎ロビー、幸手市保健福祉総合センター情報コーナー、各公民館、幸手市ホームページ
	令和7年 3月3日(月)	第4回 幸手市児童福祉審議会	(1) 幸手市こども計画(案)について (2) 第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績及び令和6年度実績見込みについて (3) 学校再編に伴う放課後児童クラブの変更について





2. 幸手市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日
条例第6号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、幸手市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(平25条例34・令5条例5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。
(平25条例34・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 民生委員・児童委員
(2) 小・中学校の長
(3) 児童福祉事業に関係する者
(4) 児童福祉に関する知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長)

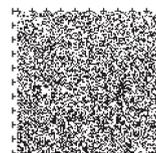
第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。
(平17条例2・平17条例30・平29条例22・一部改正)





(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月21日条例第34号）

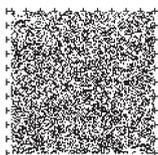
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第5号）

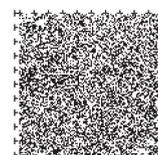
この条例は、令和5年4月1日から施行する。





3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者

	職名	氏名	備考	任期期間
1	幸手市民生委員・児童委員協議会	市川 照夫	1号委員 民生委員・児童委員	令和4年12月～
2	幸手市主任児童委員	畑尻 奈保美	1号委員 民生委員・児童委員	令和4年12月～
3	幸手市小中学校長研究協議会	森 祥一	2号委員 小・中学校の長	令和5年4月～ 令和6年3月
4	社会福祉法人天神福祉会 てんじん保育園	板橋 幸子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～ 令和6年9月
5	幸手市学童保育連絡協議会	大和 智子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～
6	幸手市私立幼稚園協会	飯島 晴美	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～
7	幸手子育て支援ねっとわーく会議	小川万里子	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和4年10月～ 令和6年9月
8	幸手市PTA連合会	黒川 翔太	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和5年4月～ 令和6年9月
9	学校法人共済学院 日本保健医療 大学	松崎 一基	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和5年4月～ 令和6年9月
10	埼玉県 越谷児童相談所	齋藤 宏之	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和4年10月～
11	幸手市小中学校長研究協議会	栗城 敦志	2号委員 小・中学校の長	令和6年4月～
12	社会福祉法人天神福祉会 工一ル保育園	板橋 秀憲	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
13	幸手子育て支援ねっとわーく会議	立花 美香	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
14	幸手市PTA連合会	根岸 一広	3号委員 児童福祉事業に関係 する者	令和6年10月～
15	学校法人共済学院 日本保健医療 大学	加藤 さゆり	4号委員 児童福祉に関する知 識経験を有する者	令和6年10月～





4. 子ども・子育て支援事業に関する推計及びニーズ量等の算出について

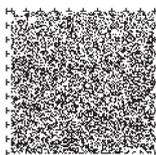
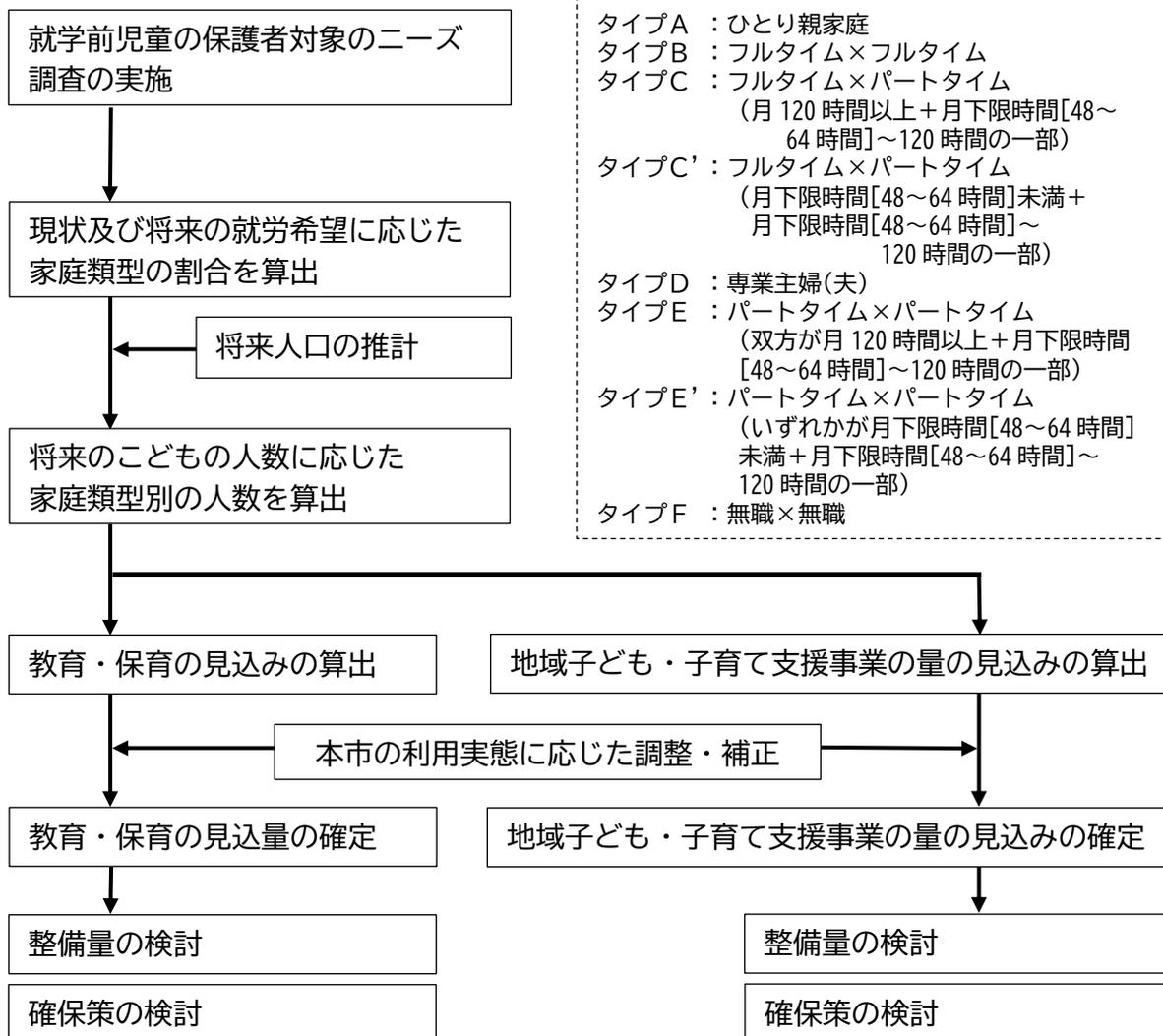
(1) 推計の手順

教育、保育の量の見込みの算出にあたっては、国が示す以下の算定手順に即して推計を行いました。

具体的には、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（改訂版 Ver. 2 令和6年10月10日）の手順で推計を行いました。その上で、実際の利用状況等を考慮した調整等を行いました。これは、国の手順書では「自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能」と記載されているためです。

国の推計手法の概要は以下の通りです。

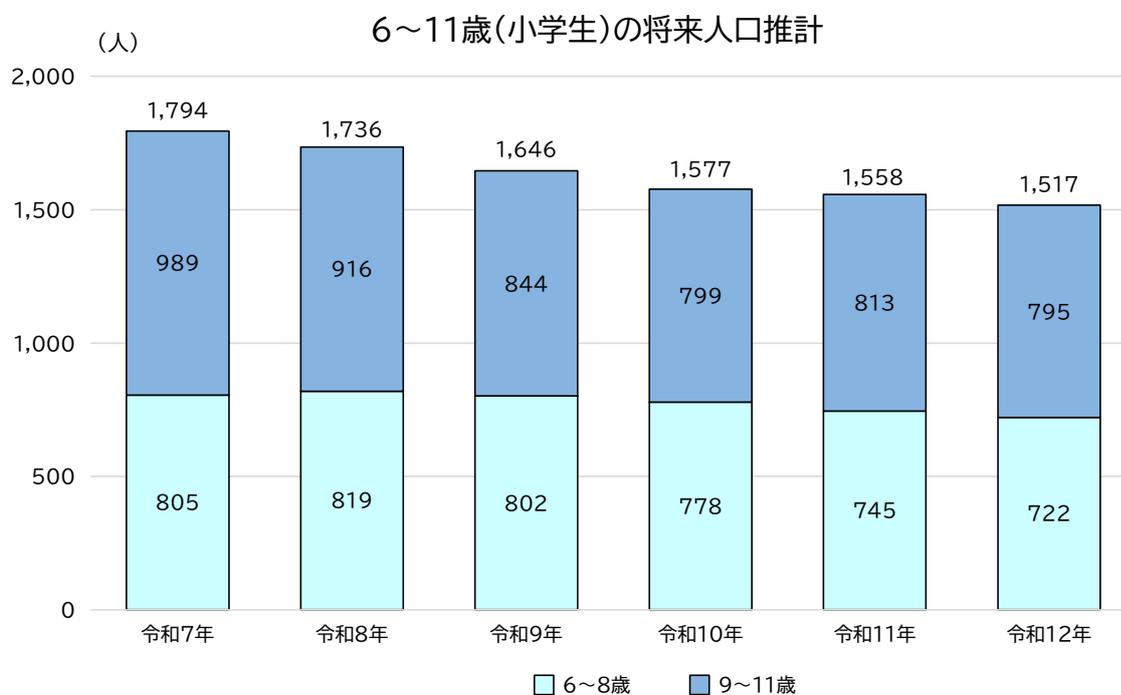
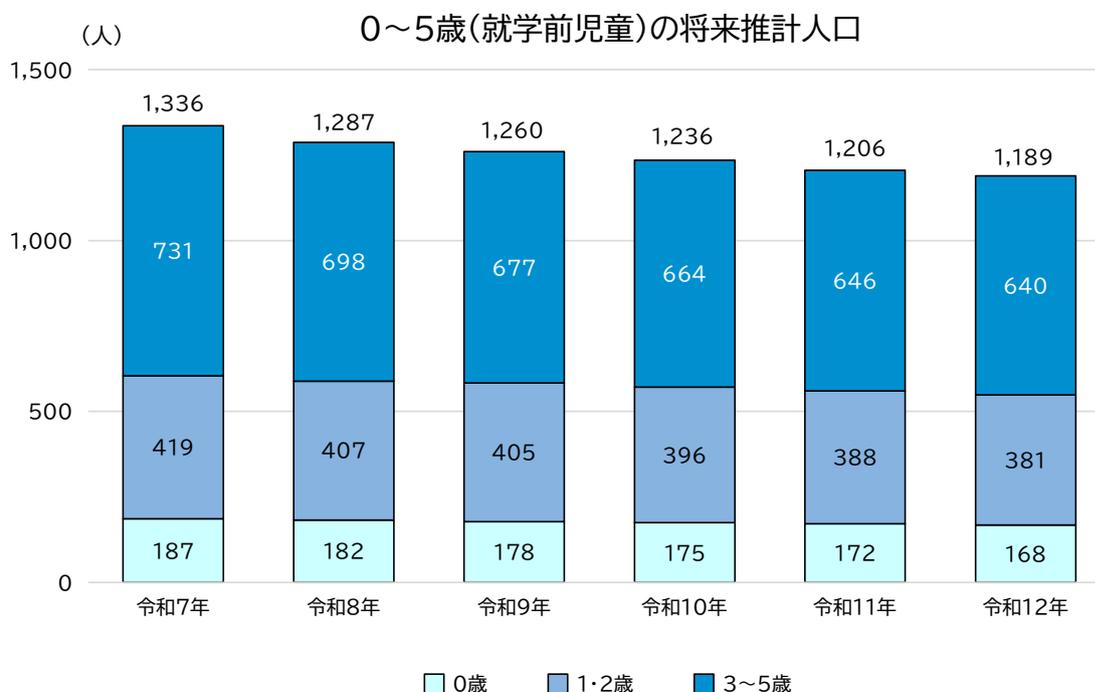
図 教育・保育事業，地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の流れ



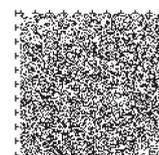


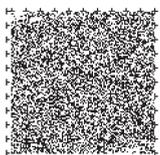
(2) 将来推計人口

本計画の計画期間（令和7年～令和12年）における年齢区分別児童人口の推計結果は以下のとおりです。令和12年の0～5歳の就学前児童人口は1,189人、6～11歳の小学生人口は1,517人と予測しています。



*資料：住民基本台帳（令和5年10月現在、令和6年10月現在）







幸手市こども計画

発行：令和7年3月

発行者：幸手市健康福祉部 こども支援課

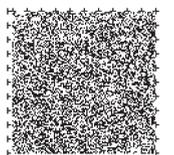
住所：〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島1030-1

幸手市保健福祉総合センター<ウェルス幸手>

連絡先：0480-42-8454

FAX：0480-42-2130





幸手市こども計画

